

厚生文教常任委員会

令和6年12月11日

葛城市議会

厚生文教常任委員会

1. 開会及び閉会 令和6年12月11日(水) 午前9時30分 開会
午後2時04分 閉会

2. 場 所 葛城市役所 新庄庁舎 第1委員会室

3. 出席した委員

委員長	杉本訓規
副委員長	坂本剛司
委員	西川善浩
〃	奥本佳史
〃	松林謙司
〃	川村優子
〃	藤井本浩

欠席した委員 なし

4. 委員以外の出席議員

議員	柴田三乃
〃	谷原一安
〃	増田順弘

5. 委員会条例第19条の規定により、説明のため出席した者の職氏名

市長	阿古和彦
副市長	東錦也
教育長	椿本剛也
企画部長	高垣倫浩
人事課長	石田智士
総務部長	林本裕明
保健福祉部長	中井智恵
社会福祉課長	山岡邦啓
こども未来創造部長	葛本章子
こども未来課長	西川修
上下水道部長	井邑陽一
下水道課長	稲田恭一
〃 補佐	奥村卓史
水道課長	奥田雅彦
〃 補佐	西川基之

6. 職務のため出席した者の職氏名

事務局長	板橋行則
書記	神橋秀幸
〃	西邨さくら

7. 付議事件（付託議案の審査）

議第62号 葛城市水道法施行条例の一部を改正することについて

調査案件（所管事項の調査）

- （1）就学前児童の保育と教育に関する事項について
- （2）葛城市社会福祉協議会に関する事項について

開 会 午前9時30分

杉本委員長 ただいまの出席委員は7名で、定足数に達していますので、これより厚生文教常任委員会を開会いたします。

皆さん、おはようございます。常任委員会の委員長を初めてやらさせていただきますので、皆さん、お手柔らかに、そして時には厳しく、よろしく願いいたします。それでは、今日一日かかるかもわかりませんが、よろしくお願いしときます。

委員外議員のご紹介をさせていただきます。増田議員、谷原議員、柴田議員。

発言される場合は、必ず挙手をいただき、指名いたしますので、マイクの発言ボタンを押して、赤いランプが点灯しているのを確認してからご起立いただき、マイクを近づけて発言されるようお願いいたします。

葛城市議会でのマスクの着用については個人の意思に委ねておりますので、マスクを着用したままの発言についても認めておりますので、ご承知おきください。

また、会議出席者のタブレット端末等の情報通信機器の使用を認めておりますので、ご承知おきをお願いいたします。

それでは、ただいまより本委員会に付託されました付議事件についての議事に入ります。

議第62号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することについてを議題といたします。

本案につき、提案者の内容説明を求めます。

井邑部長。

井邑上下水道部長 皆さん、おはようございます。上下水道部、井邑でございます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

ただいま議題となりました、議第62号、葛城市水道法施行条例の一部を改正することにつきまして、改正理由及び改正内容につきましてご説明申し上げます。

本案につきましては、令和6年4月1日に、生活衛生等関係行政の機能強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令及び同法施行に伴う厚生労働省関係省令の整理等に関する省令が施行されました。このことによりまして、水道整備管理行政が国土交通省に移管されたことに合わせて、同省が所管する下水道の設計等に係る資格要件の考え方を踏まえ、水道法施行令及び水道法施行規則に規定される布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件の参酌基準が改正され、令和7年4月1日に施行されることに伴い、葛城市水道法施行条例の規定のうち、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件について改正を行うものでございます。

A4の資料をご覧ください。資格要件の特例の対象となる水道の範囲の拡大についての資料でございます。今回の資格要件の基準の改正の中で本市に最も大きな影響を与える事項は、資格要件の特例の対象となる水道の範囲が見直されたことによるものでございます。資料の左側記載のとおり、改正前は簡易水道事業のみであったものが、資料の右側記載のとおり、改正後は布設工事監督者、水道技術管理者ともに給水人口が5万人以下である小規模水道事業に拡大されました。このことによりまして、本市の水道事業について資格要件の特例が適用され、技術上の実務経験年数が通常の半分に緩和することになった点でございます。

それでは、新旧対照表に基づきましてご説明申し上げます。なお、第3条と第4条の全文が改正となっておりますので、新旧対照表だけでは改正前と改正後の比較がしづらいと思えます。ですので、A3の資料、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件に係る改正についての資料も同時にご覧ください。このA3の資料ですが、上段には布設工事監督者、下段には水道技術者を記載しております。左側が改正前、右側が改正後となっております。また、一番右側には参考として、特例の対象とならない場合における技術上の実務経験年数を記載しております。なお、括弧内の数字は、葛城市水道法施行条例の第3条及び第4条の各号を示しております。

まず、第3条、布設工事監督者の資格についてです。布設工事監督者とは、水道工事の中でも単純な管路更新といった単なる土木工事ではなく、1日最大給水量、水源の種別、取水地点または浄水方法の変更に係る工事、沈殿池、ろ過池、浄水地、消毒設備または配水池の新設、増設または大規模の改造に係る工事において、施工監督を行う者のことをいいます。なお、これより使用します実務経験とは、水道に関する技術上の実務に従事した経験のことをいいます。

第1号では、履修学科目の規定を廃止し、大学の土木工学科又はこれに相当する課程を卒業後、実務経験2年以上を1年6か月以上に改めます。

第2号では、大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程を追加し、卒業後、実務経験年数を2年以上といたします。

第3号では、短期大学等の土木科又はこれに相当する課程を卒業後、実務経験5年以上を2年6か月以上に改めます。

第4号では、短期大学の機械科若しくは電気科又はこれに相当する課程を追加し、卒業後、実務経験年数を3年以上といたします。

第5号では、高等学校の土木科又はこれに相当する課程を卒業後、実務経験7年以上を3年6か月以上に改めます。

第6号では、高等学校の機械科若しくは電気科又はこれらに相当する課程を追加し、卒業後、実務経験4年以上といたします。

第7号では、水道の工事に関する技術上の実務経験10年以上を5年以上に改めます。

第8号では、大学の機械工学科若しくは電気工学科又はこれらに相当する課程の卒業生で、大学院で1年以上衛生工学、水道工学を専攻修了後、実務経験2年以上を1年6か月以上に改めます。

第10号では、上下水道部門2次試験合格者の技術士は、実務経験1年以上を6か月以上に改めます。

第11号では、1級土木施工管理技士を追加し、実務経験1年6か月以上といたします。

次に、第4条、水道技術管理者の資格についてです。水道技術管理者とは、水道事業における水質等の基準の遵守や給水の判断など、技術上の実務に関わる責任者のことをいいます。

第1号では、第3条の規定による布設工事監督者の資格を有する者の記載を削り、土木工学科若しくは土木科又はこれらに相当する課程を修めた大学の卒業生は実務経験1年6か月

以上とし、短期大学等の卒業者は実務経験2年6か月とし、高等学校の卒業者は実務経験3年6か月以上といたします。

第2号では、工学、理学、農学、医学、薬学の課程又はこれらに相当する課程を修めた大学の卒業者は実務経験4年以上を2年以上に、短期大学等の卒業者は実務経験6年以上を3年以上に、高等学校の卒業者は実務経験8年以上を4年以上に改めます。

第3号では、水道に関する技術上の実務経験10年以上を5年以上に改めます。

第4号では、工学、理学、農学、医学及び薬学に関する課程並びにこれらに相当する課程以外の課程を修めた大学の卒業者は実務経験5年以上を2年6か月以上に、短期大学等の卒業者は実務経験7年以上を3年6か月以上に、高等学校の卒業者は実務経験9年以上を4年6か月以上に改めます。

第7号では、上下水道部門2次試験合格の技術士は実務経験6か月以上に改めます。

第8号では、1級土木施工管理技士を追加し、実務経験1年6か月以上といたします。

そのほかにも、学科目の文言を課程に改めるなどの改正となっております。

施行期日は令和7年4月1日です。

以上で説明を終わります。よろしくご審査賜りますようお願い申し上げます。

杉本委員長 ただいま説明願いました内容説明について、質疑はございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、基本、今説明を受けました。やろうとしていることについては大体理解をしたんですけども、まず2点質問をさせていただきたいと思います。この条例を改正するのは、国のほうの法律というんですか、国のほうの定めが変わったというのと、環境省から国交省に替わってそうなったということですけども、当初、今部長から説明あった機能強化に伴う法律というふうに説明をされました。機能強化をするということになると、普通に考えると、今回これで実務経験者や監督者というのが、経験年数が10年やったものが5年になる、約半分にしようとしているわけですけど、機能強化というんやったら私は逆と思うんですけど、今まで1年の実務を経験した者を2年にするよというのが機能強化と思うんですけど、そこら辺の整合性というんですか、国の考え方、これを部長に言うより国に聞かんなんことやろうと思うんやけども、もう一回言います、機能強化やのに、いわゆる緩和している。この部分をどのように捉えていいのかお聞きしたいと思います。

それと2点目は、今までと違って、葛城市に大いに関係するということになりました。今までは簡易水道事業をやっているという、小さいところだけやったものが、給水人口5万人である水道事業ということで葛城市は該当するんですよという説明になりました。よくこれを判断していかなければならないと思うんですけども、ここで私は聞いておきたいのは、葛城市は、水道というのはこれから敏感に動いていかなあかん。いわゆる奈良県の県域水道一体化に入らなかったわけですね。単独を選んでいる。そこでまず聞いておくのは、入ったところと、皆入ったはるわけやから、入っているところと葛城市、それに入らなかったことによる差というのはあるんでしょうか。質問の内容、分かっていたらいいかな。入っていたら、入ってても入ってなくてもこうなのか。入らなかったからこれが該当するねん

というふうに普通に受け止めるんですけど、その辺のご説明願いたいと思います。

以上です。以上2点。

杉本委員長 奥田課長。

奥田水道課長 おはようございます。水道課の奥田です。よろしくお願いいたします。

まず、1点目の機能強化と緩和の関係というところでございます。今回の機能強化につきましてですけども、なぜ所管がまず国土交通省に移ったかというところからの話になってくるのかなと思うんですけども、近年、水道事業の整備、管理行政については、人口減少社会の到来に伴う水道事業者の経営環境の悪化であったりとか、水道施設の老朽化や耐震化への対応、災害発生時の断水への迅速な対応等のこういった課題に取り組むことが強く求められているという状況でございます。これらのことから社会資本整備や災害対応に関する専門的な能力・知見を有する国土交通省に、また、厚生労働省が所管している水道の整備・管理行政を移管して、国土交通省がその層の厚い地方支部局を活用して、下水道等の他の社会資本と一体的な整備等を進めることにより、水道整備・管理行政の強化を図ることをまず目的として国土交通省に移管されております。

また、別件にはなりますけども、水質基準等、これにつきましては河川等の環境中の水質に関する専門的な能力、知見を有する環境省に移管されておまして、水質管理に関する調査の研究であるとか、その辺の水質や衛生面の機能強化を図るということで、そちらの分については環境省に移管されたという経緯がございます。

あと、緩和の部分でございますけども、現在、厚生労働省がインターネット等でも公開されてはおるんですけども、水道法における資格制度についてという規制改革推進会議、これが開かれまして、そういう中の資料がございましたので、その辺を引用して説明をさせていただきたいと思うんですけども、その資料中に業界団体へのヒアリング結果、これが記載されておりまして、その中の1つとしまして、水道に係る専門性を持つ人材の減少は将来にわたる大きな課題となっております。経営の厳しい地区の水道事業をどのように継続していくかということと併せて議論すべきであるという対応が記載されております。これらの内容から、少子高齢化社会において人材確保が難しい小規模の水道事業体に対して、事業継続のための対応策の1つとして、今回の水道の範囲拡大が行われたものと考えております。

あと、2点目の企業団に入っているところと単独でいくところの差というところでございますけども、現行の条例でいきますと布設監督工事者、この資格を有している者が現在1人しかいてない。あわせて、水道技術管理者につきましては、今の現行の条例でいきますと4名の資格を有している者がいるというところでございます。これが改正することによって、改正後につきましては布設工事監督者の有資格者がこれで3名に増える。また、水道技術管理者につきましては、4名から5名に増えるというところがございます。あと、企業団につきましては、今まで1つの市町でやってきたものが大きな事業団になりますので、当然そういった資格を有する者の人数が増えるという形にはなっております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 今で1回目の説明より何となく分かってきたというところやと思います。いわゆる小規模のところでは監督者の人材がいてないということですね。今後、災害等の対策も含めて、社会資本整備一体化として進めていくために国交省に替わったと。私が聞こうとしていた機能強化に伴うというのは、人材がいてない、人材をちゃんと確保しとかなあかん、また、いわゆる増やさなあかんということで経験年数というものを下げて、その人材を増やすという受け止め方でいいんですよね。そういうことですよ。じゃ、葛城市、今説明がありましたけども、これに伴って何人になりますねんという説明を今していただいたわけですよ。ということは、いわゆる葛城市の状況は一体どうやってんと。今まで人数を私、メモするのを忘れましたが、1人やったやつが2人になるねんとか、3人やったやつが5人になるねん。今までから葛城市においても不足していたと言うてええんか、これを適用することで監督者とか管理者が増やせるということで、事業というものは今後、将来に向かって、さっきも言っているように、単独でやっぱり厳しい中を進んでいかなあかんのやから、これはよかったというふうに捉えるのが普通なのか、捉えられているのか、当事者の理事者のほうでお聞きしたいと思います。

それと、私の聞き方が悪かったのか分からないけども、この条例を改正するということで、葛城市は一体化に入らなかったからこういうのあるけども、例えば具体的に言うと、お隣の御所市とか高田市とか香芝市とかは一体化に入られる。そういうところではこういう条例改正はしなくていいわけということなのですかということを知っているんです、その違いというものを。だから、一体としてやるから、県としてやるからもう関係ないねん。5万人とかいうのは関係ないねん。お隣の御所市なんかがあると、人口はそれ以下になりますよね、この基準のね。でも、あこは入っているからもう関係ないねん、そこを確認したいと言ってるんで、そういうお答えをいただきたいと思います。

杉本委員長 奥田課長。

奥田水道課長 水道課の奥田です。よろしくお願いします。

まず1点目の今回の条例改正が葛城市にとってどうなんやというところですけども、先ほども説明させていただいた、まずこの布設工事監督者、これにつきましては今現在、資格要件を持っている者が1人だけというところで、それがこのA3の表で言うと、この5号の水道工事に関する技術上の実務経験のこの10年、この要件の中で1人だけが有しているというところでございますけども、これが改正することによって、この右の表ですけども、改正後の卒業、これの一番上のところになりますけども、1号、8号、9号ですけども、土木工学またはこれに相当する課程、これが1年6か月以上、これを有する者が1人出てまいります。あわせて、7号の水道工事に関する技術上の経験、これが今まで10年やったものが5年になることによってプラス1名が、今現在のスタッフの中では人員が増える形になります。

次の技術管理者のほうですけども、これにつきましては、葛城市については現行の6号、国土交通大臣、環境大臣の登録を受けた者、日本水道協会が行う登録講習を修了した者、この部分の資格要件を持っている者でしたけども、これが合わせて改正後につきましては、2号、5号ですけども、土木工学科以外の工学、理学、農学、医学、薬学に関する課程または

これに相当する課程、これの資格を持つ者が増えてまいります。あわせて、その下の4号、5号ですけども、前項以外のそれらに相当する課程以外の者の課程というところですけども、これが普通、一般的な大学ですよ、要は理系の大学じゃない大学であっても、2年6か月以上実務経験を有しておれば資格を有するということで、これについても1名そこに該当してまいりますというところがございますので、葛城市としては今回、この改正によって事業を継続するに当たっては、かなり緩和された方向で事業継続がしやすくなってくると考えております。

続きまして、一体化の入るところ、例えば御所市さんとかが本条例改正をしやなあかんのかどうかというところですけども、当然これは国の法律改正ですので、企業団につきましてもこの条例改正は行われると思います。そういったところにつきましても、このA3の横の一番右端の表、特例によってならないというところのこの年数がそれぞれの資格要件の年数となってまいりますので、企業団につきましてもこの条例改正は行われるという認識をしております。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 もう質問できないんであれですけど、間違っていないと思いますけど、このA3の一番右に書いている年数というのが企業団に入られるところとか、いわゆる5万人以上のところがこれに該当するよね。うちは5万人未満やから、丸々ここに該当してくるということ。

最後に、質問できないですけども、みんな分かっていると、言うに及ばずと思いますけども、やっぱり頭にあるのは単独を選んでいるというところ辺で、ここは性根を入れてやらなあかんという。お願いしたいのは、人数確保のために経験年数が少なくなって、人数は増えますよ。それはそれでやりやすいという今課長のお話があったので、それでやっていただいたらいい。ただ、何かのときに、経験不足のためにこういうことが起こってしまっていると、部長ね、ということのないように、部長、課長としてこの水道事業というのを進めていただきますようお願いして、質問を終わります。

杉本委員長 ほかに質問ございませんか。ないですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 質疑ないようですので、質疑を終結いたします。

議員間討議を希望される方はおられますか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これより討論に入ります。

討論はありませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 討論ないようですので、討論を終結いたします。

これより議第62号議案を採決いたします。

本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

杉本委員長 ご異議なしと認めます。よって、議第62号は原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で本委員会に付託されました議案の審査が終了いたしました。

次に、本委員会の所管事項の調査案件についてを議題といたします。

案件に入る前に、前回の9月定例会に行われました本委員会におきまして調査案件となりました事項に関して、理事者より発言の許可を求められておりますので、ここで許可いたします。

稲田下水道課長。

稲田下水道課長 おはようございます。下水道課の稲田でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、9月に行われました厚生文教常任委員会におきまして、調査案件となっております下水道の経営戦略に関する事項の中で不明水及び不明水を料金換算した場合どのような回答が保留となっておりますので、ご回答をさせていただきます。

まず、葛城市の下水道についてですが、こちらのほう、雨水等と汚水を別に流す分流式を採用しておりますので、雨が降ったからといって汚水管渠の流量は増えないことになっております。しかしながら、何かの原因で侵入した雨水や地下水が発生しております。これを不明水といいます。令和5年度末の、こちら、下水道使用料収入となる年間有収水量は375万4,540立方メートルとなっております。不明水が入ってきた際の年間汚水処理水量は426万6,523立方メートルとなっております。こちらのほうを率に示しますと、有収率は88%、使用料収入の対象とならない不明水については12%存在していることとなります。

不明水ですけれども、先ほども申しましたように使用料の収入対象とならないため、前回、料金についての算出が根拠がないためお示しをしておりませんでした。こちら、不明水のほうに関しましては、奈良県の流域下水道のほうで処理をさせていただいております。こちらのほう、雨水の浸入があった際には、処理につきましては奈良県が負担していることとなります。こちらのほうですけれども、あくまでも試算という形になりますので、根拠とならないものですので、お聞きいただくことでご了承願いたいと思っておりますけれども、あくまでも不明水を家庭から排出される一般排水使用料として換算した場合、年間汚水処理水量から年間有収水量の差51万1,983立方メートルになりますので、これは一般排水使用料は税抜き単価80円となります。こちらのほうを掛けて計算した結果、4,095万8,640円となります。また、こちらのほうですけれども、先ほどの流域下水道のほうに流して処理していただく分がありますので、こちらのほうの一般排水使用料の単価が税抜き54円となります。それで計算しますと、2,764万7,082円となります。こちらのほうの先ほどの4,095万8,640円と2,764万7,082円を引いた差額1,331万1,558円が最終的に収入となるんですけれども、ただし、これはあくまでも試算したところになりますので、これが使用料とかに含まれるということでないことだけをご了承願いたいと思います。

以上でございます。

杉本委員長 前回の委員会で松林委員からの質問で、返ってきてなかったんで今回用意させてもらっ

たんですけども、松林委員、どうですか。

松林委員。

松林委員 不明水量、あくまでも仮定ですけども、一般家庭の排水がされたと仮定しての話で、80円単価かな、1立方メートルね、これでざっくりと4,000万程度。そしてあと、奈良県流域下水道センターに54円単価やったかな、これで処理をしていただくという。差引き1,300万円程度というところで、なかなか不明水と有収水量100%にいうことは非常に難しいと思うんですけども、ここら努力をしていただいて、よろしく願い申し上げます。ありがとうございます。

杉本委員長 何かほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 それでは、調査案件1、就学前児童の保育と教育に関する事項についてを議題といたします。

本件につきましては、内容としては2点ございます。まず初めに、延長保育料の返金に関することについて、理事者よりご報告願います。

高垣部長。

高垣企画部長 企画部、高垣です。よろしくお願ひします。

調査案件の1、就学前児童の保育と教育に関する事項についての延長保育料の返金についてを、別紙の報告書に基づきまして報告させていただきたいと思ひます。

これよりは人事課長より報告させていただきます。

杉本委員長 石田課長。

石田人事課長 人事課、石田です。よろしくお願ひいたします。

お手元に配付させていただいております資料の一部を割愛して読み上げさせていただきます。

では、就学前児童の保育と教育に関する事項についての延長保育料の返金についてを報告させていただきます。

まず、これまでの経緯です。発端。葛城市の独自施策として第2子保育料の無償化を行うため、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例の改正のための令和6年3月議会に提出する議案を作成するに当たり、こども未来課の担当職員が条例の内容を確認している時点で、現状では延長保育料は徴収しているのに、延長保育料が徴収できない条例であることを確認しました。令和5年12月末頃に市長に報告し、市長からは本来あるべき条例に改正するよう指示がありました。

次に、担当課の対応といたしましては、徴収していた延長保育料を返還し、今後はもともとの制度設計である延長保育料を有料として徴収できるよう条例を改することといたしました。議会では、1月22日、当時の藤井本厚生文教常任委員長、1月30日に、同じく当時の川村議長、杉本副議長に報告いたしました。返還金については、令和6年度当初予算で計上し返還することとし、3月議会終了後に保護者へ通知を行い、同時にプレスにも送信を行いました。

報道発表後の影響でございますが、問合せは3件で、内容は、返還対象者に案内を送って

いるのか、利用したことある方全てに案内を送っているのか、保育料を滞納しているがどのようなになるのか、利用した月数の確認といった内容でございました。

次に、葛城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の保育料等に関する条例のこれまでの改正経緯についてでございます。令和元年10月施行の条例改正では、3歳以上の保育料無償化のための条例改正でありまして、次のページをお願いします、延長保育料については別表で規定しており、保育料ゼロ円の場合は延長保育料もゼロ円という箇所については改正いたしませんでした。その結果、3歳以上がゼロ円になり、条例どおりでいくと延長保育料を徴収できない状態となっていました。引き続き延長保育料は徴収しておりました。延長保育料については、以前と変更なく徴収する予定でございました。令和4年4月施行の条例改正では、磐城認定こども園の開園のための施設追加のための条例改正でしたので、条例改正内容以外の部分については確認しておりませんでした。令和6年4月施行の条例改正において、保育料第2子無償化のため、延長保育料を徴収することができるための条例改正をするため、条例の内容を確認している時点で、延長保育料が徴収できない状態であることを確認いたしました。厚生文教常任委員会へは、令和6年6月20日、24日、27日に延長保育料の返還状況の報告をいたしました。

次のページに移ります。中段です。

次に、職員への聴取の実施についてでございます。令和元年度の条例から令和5年度の条例改正までに当該事務に関わった職員に対して、令和6年10月17日から23日に聞き取りによる確認を行いました。対象者は、条例改正事務に対する関係者への聞き取り、対象職員6名、法令審査会事務に対する関係者への聞き取り、対象職員6名、延長保育料徴収事務に対する関係者への聞き取り、対象職員10名であります。調査の目的ですが、なぜ延長保育料まで徴収できない条例改正になってしまったのか。また、条例改正後に延長保育料を徴収できない条例であるのに、それに気づかず、これまでの運用どおり延長保育の制度で延長保育料を徴収してきたのか。それらの原因について当時の担当課の職員に対し、それぞれ聞き取りを実施いたしました。

5ページに移ります。中段まで行きます。

対象職員の本来的な発言内容としては、条例改正事務に対する関係者からは、延長保育料は国から提供された資料どおり無償化の対象外と理解していたが、国から条例改正に関する参考資料の提供があるため、その参考資料に沿って条例改正案を作成した。そのため、延長保育料に関する規定部分、別表第1について、当該箇所を十分確認することがなかった。延長保育料に関する葛城市条例の規定の仕方は、従前から国が示す参考資料と異なるものであった。また、法律改正から条例施行日までの期間が短く、結果として法律改正に伴い、別表第1を改正する必要があったことなどで誤った条例改正となってしまったと考えている。また、関係者の多くが異動して間がなく、制度及び条例規定内容に関する理解が浅かったことにより十分なチェック機能が働かなかったことが原因であると考えている。当時を振り返ると、条例改正の部分についてしっかりと確認すべきだった。誤りに気づけなかったことを反省している。特に、誤りに気づき、誤りを正すために長期間にわたり様々な対応をしていただい

ている方々には、身体的、精神的に苦勞をかけてしまったことを大変申し訳なく感じている。また、当時の管理職の聞き取りからは、改正内容は認識していたが、延長保育料については担当に任せていたということでありました。令和4年3月当時に行った磐城認定こども園の施設追加のための条例改正については、当時の関係者からは、そもそも延長保育料は改正対象の部分ではないので確認していなかったということでした。

法令審査会事務に関する関係者は、法令審査は原課が作成し提出する例規制定改廃内容に係る概要説明資料、改正文及び新旧対照表、その他の関係資料に基づいて行っている。原課の説明を受けながら審査をするが、法令審査担当が個々の制度内容を熟知しているわけではなく、原課が触れる内容以上に例規を審査するには限界がある。今回のケースでは、保育料無償化に伴う改正である旨説明を受けており、別表第1に改正がなく、延長保育料に関する説明があった記憶はない。原課が説明した内容と利益改正部分に不整合がなければ誤りと判断することはできない。法令審査会として当時に条例に誤りがあったことに気づけばよかったと思うが、法令審査体制と対象例規の数から鑑みると難しかったという意見がございました。

延長保育料徴収事務に対する関係者は、延長保育料は保育現場で徴収されており、こども未来課では徴収された延長保育料の確認とリスト整備、徴収対象者の要件に係る税情報等の確認を行っている。条例例規の規定内容は確認することもあるが、実際に行っている事務に即した内容と考えており、誤っている前提で条例規則の規定内容を見直すことは難しいのではないかと。事務を行っている中で、例えば年度当初に条例規則の規定を確認し、条例誤りに気づけばよかったと思うが、例年から変更がない部分について誤っている前提で条例規則を見直すことは余裕がなければ難しいと考える。次のページに移ります。自分が担当しているときに誤りに気づくことができず申し訳ないと思うが、もし誤りに気づいたとして、誤りを正すために条例改正までできただろうかと考えるという意見がございました。

人事課の所見といたしましては、今回聞き取り調査を行った結果、当時の状況は条例改正事務を行う担当課では、担当1人に条例改正事務を任せている状況であった。管理職については、決裁過程でチェックする立場にあるが、担当者の説明や法令審査会の審査で大丈夫であるという認識であったと考えられます。

法令審査会事務担当者からは、原課が十分に改正内容を理解して条例改正を行っているという前提で審査を行っており、今の体制では原課が説明した内容と例規改正部分に不整合がなければ誤りと判断することができないということでした。

延長保育料徴収事務担当者からは、延長保育料の徴収事務、伝票の処理まで保育の現場で行っており、例年から変更がない部分について誤っている前提で事務を行っておらず、担当課のチェック機能が十分に働いていない状況であったということでした。

次に、返還金は市に損害を与えた事象に当たるかどうかといったところですが、顧問弁護士川崎弁護士の意見では、条例は徴収していけない内容になっていたのだから返還する。これは当たり前のこと。条文では徴収できないのだから、徴収できないものを徴収したので、これを返還するのは市に損害を与えるものではない。条例に記載のとおり返すのだから条例

違反でもない。上位法で徴収できないとなっていれば条例自体に違反があるが、延長保育料を徴収する、しないは葛城市が施策的な判断のできるのだから、条例に問題はない。例えば徴収できるものをほっておいて、何もせず時効を迎えて徴収できなくなった場合は市に損害を与えたと言えるが、今回の条例は徴収できない内容であることが発覚。返還するのは正しい行為であって、条例のとおり行われる行為なんだから市に損害を与えたとは言えない。延長保育料を徴収する、しないの判断は施策的、方針的な問題であって、そのことに対する行政の責任と言われればそうかもしれないが、担当者が責任を負うものではない。また、本来、延長保育料を徴収すべき方法で条例改正について議論され、事務処理された経緯が分かるものが文章化されて残っていない。現状に従うのが正しい。根拠なく延長保育料を取っていたのを是正し正しい方向に戻ただけで、損したわけではないので損害を与えたとは言えない。次のページに移ります。あえて言うならば、返還に関する口座振込手数料が発生すれば、本来必要のない余計な経費であるので損害と言われれば損害であるが、元金は取り過ぎた分であり、条例に基づいて返すだけで損失ではない。また、国家賠償について、国または公共団体が当該公務員に対して賠償を求めるとされている故意または重大な過失があったには該当しない。重大な過失でないと考えるといった意見でございました。

セカンドオピニオンとして無料法律相談にて相談したところ、まず、延長保育料の返還については問題なし。延長保育料返還に当たって一般財源を充当することについて市に損害を与えたことになるかということに対して、条例改正の不備はあったかもしれないが、条例では延長保育料を徴収できない内容なので返還する。延長保育料は取れない内容だから徴収できなかったことは条例に反しておらず、損害を与えたとは考えられない。ただし、返還に当たり諸経費が発生するのであれば、その分が損害だと言われればそうかもしれない。職員に求償することは難しい。また、地方自治法231条の規定、地方自治法施行令154条には反していると言われればそうなる。

次のページに移ります。まとめでございませう。

令和6年3月議会では、事務処理を行った職員に損害賠償を含めてどのような責任が発生するのかが問題になるのか調査すべきであるという意見がございました。今回の聞き取り結果からは、市が定める延長保育料を条例の規定とは違って徴収した。それが市に損害を与えているのかという点については、法律的な解釈からは、国家賠償法第1条、国または公共団体の公権力の行使に当たる公務員の過失により住民に損害を与えたことに基づき、これを市が返還するということとなります。弁護士の所見は、国家賠償法の第2項、前項の場合において公務員に故意または重大な過失があったときは、国または公共団体はその公務員に対して求償権を有するという分には当たらないという見解でありました。

次に、職員の懲戒処分について、事務の懈怠、信用失墜行為の可能性はないかと想定して、調査結果を踏まえて市として判断していくこととなりますが、顧問弁護士の意見では、職員は間違いが分かった時点で是正した。仮に個人に元金を賠償させたら条例に反し、市が得したことになる。国家賠償について、国または公共団体が当該公務員に対して賠償を求めるとされている故意または重大な過失があったには該当しない。重大な過失でない

と言えるのではないかという意見でした。そもそも懲戒処分のご概念は、人事院の懲戒処分の指針によれば、基本事項として、1、非違行為の動機、態様及び結果はどのようなものであったか。2、故意及び過失の度合いはどの程度だったか。3、非違行為を行った職員はどのようなものであったか。その職責は非違行為との関係でどのように評価すべきか。4、他の職員及び社会に与える影響はどのようなものであるか。5、過去に非違行為を行っているか。ほかにも適宜、日頃の勤務態度や非違行為後の対応等も含め総合的に考慮の上、判断するものとなっております。今回の職員の聞き取り結果からは、条例の誤りに気づかなかったことに対する反省なり、後悔なり、言葉が多かった一方で、当時の状況や事務実施体制の限界を述べることもあり、それを受け止め再発防止に対する意見もございました。一方で聞き取りからは、事務上の誤りに対する調査が人事課で行われることについては、職員が萎縮している状況も見られました。

次に、再発防止策についてでございます。

杉本委員長 林本部長。

林本総務部長 総務部の林本です。私からは最後6番、再発防止策についてご報告させていただきます。

今回の事案を受けまして、例規担当課であります総務課が中心となり、全庁的に再発防止の徹底を促し、正確かつ効率的な例規の制定改廃事務を遂行していくといった認識に基づきまして、例規事務のプロセスごとに短期・中期的に再発防止策を形成し、組織横断的に役割を明確にして取り組むことといたします。

最初に、例規案の作成段階では、現状の例規の制定・改廃のスキームを変更することなく、まず、短期的には原案作成段階において正確に確認しながら作成することを基本としつつ、人事課の所見にもありましたように、原課内におけるチェック機能の強化を行ってまいります。また、中期的には、各部において任命をしております法令審査会幹事によります確認作業の追加、複層的なチェック体制、こちらを進めていくことといたします。

次のプロセスであります法令事務局審査におきましては、原課が作成した例規案において、総務課が形式面を含め技術的な視点で対面の審査を行い、整合性を確認しておりますが、ここで短期的には法令執務業務支援システムというのがございまして、そちらをより有効に活用し、人為的な確認に加えまして、そういうシステムによるダブルチェックの強化を行ってまいりたいと考えております。また、中期的には、必要に応じて例規専門業者による専門的なサポートの導入を検討していきたいと考えております。

そして、次のプロセスであります法令審査会による審査におきましては、短期・中期的な審査段階においては、木を見て森を見ずとならないよう、改正箇所だけの審査にとどめず、その例規の制定・改廃の背景や全体像、さらに関連法との整合性を把握しやすいように様式を改め、正確な審査ができるよう検討していきたいと考えております。

次に、職員の研修及び育成についてでございます。まず短期的には、例規専門業者による研修などを通じて職員のスキルアップや例規に関するアドバイスなどを実施していきたいと考えております。そして長期的には、適切な人事配置により法令執務にたけた職員の育成を、

これも組織横断的に配置することで、複層的なチェック体制の充実を目指していきたいと考えております。

それと、再発防止策とは別に例規点検の実施をやっておりますので、それについてもご報告させていただきます。今後に向けて、先ほど申しました再発防止策に加えまして、中・長期的な取組として、現在、本市が保有いたします約1,000本の例規について点検作業に着手しております。こちらにつきましては、例規の正確性はもちろんのこと、様々な視点、例えば有効性ということで例規の目的に対して現在も効果を挙げているか、また、効率性ということで例規の目的に対して現在も効率的に機能しているか、さらに、適合性ということで現在の社会情勢などに適合しているかなど、原課に点検作業を依頼しております。点検の結果、改正などを必要とする例規につきましては、優先順位を付して効率的に実施してまいりたいと考えております。

以上の再発防止策を踏まえ、これまでから取り組んでおりますリスクマネジメントの対応として、アクシデントになる前にインシデントとして収まるようにするため、引き続きふだんの職場の中で話し合う機会ができる環境づくりを行い、事務処理に関するチェック体制、相談体制の強化、職員研修の充実などを図りつつ、全職員が改めて緊張感を持ち、職務に取り組んでまいりたいと考えております。

以上、報告を終わらせていただきます。

杉本委員長 ただいまご説明願いましたが、この件について何かご質問ございませんか。

川村委員。

川村委員 詳細にご報告をいただきまして、ありがとうございます。私も議長のときに、一応こういった経緯についての今日書かれた内容全てが今いろいろと分かったわけで、どうしてこういうことが起こったか、それに対して何が足りなかったかということが分かって、それが職員の人為的なミスであっても、これが懲戒に係るような内容かということについては、当初はそういうことは私は思っていないでして、とにかくこういう法令に係る部分というのはかなり職員のスキルのにはちょっとレベルの高い部分もあるかということの中で、それが見える化していくというリスクマネジメントということが一番肝要であって、その部分がこれからどうしていかなあかんかということがそれぞれ再認識していただければそれでいいと、これを強く要望していたために、こういった内容について改めてみんなで検証していても変わらないといけないということで、あのまま終わってしまったら何がどう悪かったのかということが分からないというのが、それが一番だったと思います。

特に法令に関して、原課でどちらも押しつけ合いみたいな形にならないで、原課がまずそういう知識を身につけることも大事なんですけども、今再任用等で、それぞれ部長級の方たちなんかも再任用になられて、非常にたけた能力を持っていらっしゃる。係長制度というものも導入されたわけですので、そういった方がいろいろと指導に当たっていただくような、そういう体制が望ましいのかなというふうに思いますので、こういったことが発覚した、これからまたこの部分については非常にチェックしていただける体制が強化されるというものも期待もいたしまして、こういったことが起こるんだなど。例規に関してはたくさん、

1,000ほどあるんですね。それは大変やと思うんですけども、これ、基本ですので、やはりここの部分は、今のように直接市民に関わってくるような、こういったトラブルになってくようなことがないようにしていけないといけないので、これからは意識向上ですよ。木を見て森を見ずって、市長の考え方としては、市長はそれをまず指導していただいて、しっかりと職員の意識向上、スキルアップをしていただくための業務の改善もですけど、向上というものを目指していただきたいということを要望させていただいて、私としてはこういった非常に詳しい調査をしていただいた報告がありましたことについては、一定の評価はさせていただきます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 おはようございます。

僕もこれ、詳しい内容はそこまで、委員会も違いましたんで。大体分かっていたんですけど、今日こうやって報告があったんで、本当に振り返っていただいて、再発防止までのところもやっていただいてええと思うんですけど、僕、単純な疑問で、延長保育料は市独自で決められますということじゃないですか。でも、3歳から無償になったのは全国的に一気になったじゃないですか。そのときに、ほかの市町もそういうことがどうなんかなというところが起こってない。今回、第2子保育料無償化になってもう一回見直したときに、うちらとしてはたまたまそれ、気づけたと。早かったんか遅かったんかは別にして。そのときにこれって結構ほかのところでもそういう問題が起こっているのか。弁護士さんの話やったら致し方ないみたいな形で、気づくのはみたいなのかも、致し方なかったのと違うかみたいな見解もあったんですけど、これって葛城市独自で起こっているもんなんか、その辺というのを聞きたいなと思っているんです。3歳から上は無償化になったのは全国的に一緒なんで、もちろん時間外の保育料、延長保育料を取れるのは市独自で決めたはるかもしれんけど、ほぼ取ったはると思うんですよ。そういうときに、それやったら、仕方ないなでは済まされへんねんけど、そういうことがほかの事例でもあるのかなというところを教えてほしい。ほんで、それが仕方ないなとはならないですよ。そやけど、そういうこともほかのところの情報として、うちらはもしかしたら第2子保育料があったから条例でもう一回見直せたけど。早く気づけたみたいなのところがあったんかもしれん。あきませんで、あかんねんけど、そやからそういうところの情報というのはあんのかなというのを聞きたいですね。

杉本委員長 前の打合せでも僕、言わせてもらったんですけども、まさにおっしゃるとおりで、全国どこでもこれやったら大騒ぎやったけど、葛城市だけじゃないですか、調べてもらった結果。ということは、葛城市だけの何かの不具合でもないですけども、多分、他市の人はこの事案を見て調べはったと思う。うち、大丈夫です、なったと思うから、大丈夫やったんでしょうって感じでしょう。西川委員おっしゃった大事なことやと思うんで、なぜ葛城市はそういうことになっちゃったんか。多分、その前段のところの問題というか、ほかの市と違うような気がするんですが、その辺調べてもらっていると思うんで、その辺お答え願えたら助かります。

西川課長。

西川こども未来課長 おはようございます。こども未来課、西川でございます。よろしくお願いたします。

今、西川委員からお問いただきました件でございますが、当時、我々も同じような事象がないのかどうかということで、まず県内を調べた経緯がございます。調べたといいますか、条例、例規がどのようになっているのかというようなことをまず調べさせていただいたんですが、まず条例において延長保育料を取る、条例で設定されているか、あるいは規則で設定されている場合もございます。葛城市の場合は条例で定めがございましたが、他市の場合、規則で定めているところが多くございましたので、そもそもその立てつけ方に差異がございます。同じように、全国的にもないのかどうかという調べる方法といたしましては、この世の中、インターネットの世の中ですので、そのような報道発表等がないかということ調べましたが、まさに葛城市と同じような事例というものは見つけることはございませんでした。たまたま報道発表がなかった、あるいはニュースにならなかったということも考えられますが、その時点では同じような事例を見つけなかったというようなことがございます。大きな違いといたしましては、法令の立てつけ方に各市の差異があるところではないかというふう感じておりました。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そやから、最初の取っかかりですよ。条例、規則で、そういう規則でしたら、細かいところまでのところというのを変えていける部分ももちろんあると思うんですけど、葛城市は条例で最初からそれを決めてしまっているというところであったのかな。そやから、再発防止される時も、やっぱり条例というのはなかなか変えることができないものやと。例えば規則でやったら徴収料とか、そういうところというのは、もちろん物価高騰もあって延長保育料ももしかして上げやなあかんとか、そういうところというのは規則で細かく決めていったはるのと違うかなと思うんですけど、そやから、そういうところの、これは条例にせなあかんのか、こっちは規則でやらなあかんのかということもきっちり確認して、そのところを再発防止にも取り組んでいっていただきたいなというところがございます。理由は分かりました。

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 それでは、私の意見と質問を1つだけしときたいと思います。

まず、よくここまで報告書をまとめていただいたというふうに思います。こういうのが出てきましたように、当初、今年の初めになりますけども、当時委員長をしていましたので報告を受けました。私が第一声に報告を受けたときに言ったのは、よう間違いを見つけたということで、感謝というのか、よう見つけてくれたということのを第一声に言ったのを私は記憶しています。ただそれだけで済むわけでもないんで、これからのことということについては委員会で話をしていきたいと思いますという中で、ここまでまとめていただいた。どっかの委員会

の中で私はほんの少し触れたと思いますけども、今、規則と条例という話も出てまいりました。規則は変更とかは議会に問いませんけども、条例改正するときというのは、このときにおいても議会というもので審議をしているわけです。そやから、100%議会は関係ないということも言えない。けども、議会にそれを見つける能力があるかといいますと、ちゃんときちっと説明していただかないと、これはなかなか難しいと思う。そのとき担当者の方が既に間違われていたということやったんやから、議会では非常に難しかったんやろうなというふうに思います。

そのことを意見しながら、私が分かりにくいのは法令審査会、今までから条例等、規則にしても法令審査会にかけた上で提出しているという、法令審査会そのものがあまり分かって……。皆さん、分かったはるのか分からないけども。今後の再発防止のところを見てても、法令審査会による審査は全部長と総務課とここに書かれているんですけど、法令審査会というのはそもそも何なんですかというのをまず、皆さん、知ったはんのかな。法令審査会、教えてくれませんか、この機会に。

杉本委員長 林本部長。

林本総務部長 ただいまの藤井本委員の質問に答えさせていただきますけども、まず法令審査会というのは、まずその前段としまして、法令審査会の事務局審査というのがございます。その事務局審査には当然原課が当初作成いたしました条例であったりとか、これは条例だけではなくて規則も要綱も全部含まれるんですけども、その例規全体の改正案とか制定案とか、そういったものをまず事務局審査でそれをまず確認すると。ここにも書いてあったとおり、再発防止策の中の法令の事務局審査の段階で決定します。それを全て整合性を図って、これで完成形だというものを最終法令審査会という、これは今委員構成としましては部長全員で、所管のほうは総務部のほうでさせていただいておりますので、私が委員長という形でさせていただいて司会進行をしながら、全部長の委員さんにこの法令の改正または制定、廃止というところに対して審査をしていただくと。そこで何か意見等、質問を受けながら最終確定するというようなプロセスになっております。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 その辺の認識、私だけが知らなかったのか。いつも法令審査会にかけた上で議会にも提出されるということは、今私はこれでいいと言っているんで、これに対して責任がどうやとか、そんなんは言うつもりではないですけども、担当課が条例の素案をつくと。事務局に出して、法令審査会でそれを審査するというのが全部長でやっているということですよ。だから、要するに全てがそのときよう気づかんかったということなんですよ。ちょっとあれなんですけど、そこに法に詳しいというんですか、弁護士とか法令に詳しい専門家、こういうのにたけている、例えばこんなばっかりやっている専門がいてたら、さっきの話やないけども、高田市も、隣やから高田とか御所とか私、よく出しますけど、同じように出てきたら、どっかで見てたら分かると思うんですけど、そうじゃなくて法令審査会というのは部長で審査してんねんと、こういうことなんですよ。もう一度確認だけ残したいと思います。いわゆる法律家、そこへは含まれているのか含まれてないのかだけもう一度お答えください

て、私はそれ以上言いませんので、法令審査会の確認という意味でお答えください。

杉本委員長 林本部長。

林本総務部長 法令審査会の先ほど申しあげましたメンバー構成につきましては全部長ということで構成させていただいております、そこに法律の専門家、外部からの弁護士であるとか、そういう方は含まれておりません。

以上です。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 となると、ここに今後の再発防止ということについては、全部長らが精巧な審査をしていただくということしかないねんけども、よそも他市町もそういうことなんですよ。法令審査会と言うのやから法に詳しい方が入っておられるのかという私自身も勘違いと言うていいんか、思い込みがあったのかもわからないですけども、要望しか言えないので、事があってから弁護士さんに今回聞いているという流れですよ。やっぱりこれからは入っておられないのであれば法令審査会でももっと議論してもらって、そこでこっちへ出してもらって、制定するまでに弁護士さんにも相談するとかいう場面もあってもいいんじゃないかということをお願い添えて、終わるときです。

以上です。

杉本委員長 法令審査会で弁護士さんとか、例えばどっかの教授とかって入ってやられているところってあるんですか。その辺だけはちょっと。

林本部長。

林本総務部長 申し訳ございません。今現時点で把握というか確認はしておりません。全て例規、上がってきたものに対して、その都度、法律の専門家、弁護士さんなどに諮問というんですか、確認するという作業というのはなかなか現実的に難しいのかなというのが正直なところでございます。先ほどもこの再発防止策の中に触れましたように、例規の専門会社、業者というのがございます。本市もそちらのほうにシステムを委託したりとか、あと、それに対してのいわゆるアドバイスとか情報提供とか、そういったこともやっております。ですので、そういったサポートをする業者というのがありまして、そちらのほうは地方自治体も含めて国の法令の動きとか、そういったことに対しての情報をかなり収集して把握しておりますので、むしろそちらのほうとは今後も含めて、よりそういったサポートのほうの強化をしていきたいというふうには考えております。

以上です。

杉本委員長 それって最近ですか。これ、前からずっと使っているんですやったら、それやったら意味ないんで。

林本総務部長 いつからというんじゃなくて、基本は、例規システム自体は従来から使用はしております。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

奥本委員。

奥本委員 厚生文教常任委員会の委員として発言させていただきます。

まず、今回報告いただきましてありがとうございます。非常に分かりやすく、対処についてもまとめられていると思います。非常に複雑化する行政事務において、いろんなケースが当然出てくることにあってこういうこともあったということに対しては、発生したことは仕方ないんで、それに対して今後どうしていくかというところは評価できると思います。これが今回保育料の問題でしたけども、今後の例規の運用とかも含めて、全庁的に一定の対処の事例となったことは、私は非常にこれは喜ばしいなと思います。

ただ、今回のこの案件に関して、2点だけ申し上げたいというか確認したいことがございます。この資料の5ページのところ、条例改正事務に対する関係者のヒアリングというところの一番下、関係者の多くが異動して間がなく、制度及び条例改定内容に関する理解が浅かった。これを受けて、10ページの下から2つ目の大きなところに職員の研修・育成のところ、長期的には適切な人事配置によりって書いていますけども、要は現場の方は、今の人事の現状のやり方でいくと、こういうチェック体制は難しいですよとおっしゃっているんです。それに対して適正な人事配置というのを言われていますが、具体的に適切な人事配置にどうしていくかというところが抜けていると思う。これはまず1つお聞きしたい。

それともう一つ、2点目として、今回これの組織としての対応についてです、私が言いたいの。今回この事象が起こった行政事務の執行するトップとしてどう考えていらっしゃるか、市長がどう考えていらっしゃるか。それから、これは今年度の3月の予算特別委員会、谷原議員もおっしゃっていますけれども、現場で起こっているのが幼稚園、保育園なんですよ。それに関してはここに、6ページに参りますけれども、延長保育料徴収事務に関する関係者のヒアリングというところで、延長保育料は保育現場で徴収されているということも言われているんです。そしたら、その現場のやはり長としてどういうふう今回のこの事象を捉えて、今後どういうふうに対応して、対応というのは今具体的に各担当課から出されておりますけども、長としての対応をどういうふう捉えたかというところが抜けていると思うんです。その2点をお答えいただきたい。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。よろしく申し上げます。

まず1点目の人事配置等についてのご意見だったかなと思うわけでございますけれども、まずもって、今この報告書に書かせてもらっておりますとおり、奥本委員が今おっしゃっていただいたとおり、人事配置が適正かという部分につきましては、今後の人事におきまして適正な人事配置は心がけていきたいというふうに思っていますし、当然、各所属の部長であり、課長であり、また担当者、そこにヒアリングを行いまして、適正な人事配置をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜りたいと思っております。今の段階ではこれでいいというふうな判断での人事配置をしておりますけれども、今こういった事象が起こっておりますので、今後そういうふうな形で対応をしていきたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 そうなんですけど、例えば異動されて間もないから、簡単に言ったら知識が、確認不足が起きました。異動して間もないときってしょっちゅうあるわけじゃないですか。そういう

ときに、例えば引継ぎとか先輩とかという具体的な話を一遍していただきたいですね。

東副市長。

東 副市長 ありがとうございます。そこが人事が一番難しいところでございます、やはり年数です。我々人事で考えておりますのは、うまくローテーションをして、法令、1年目の子は3年目の先輩に聞いてやっていく。これがまた5年、3年となっていくと、5年の方が出て、次、1年入ってきた人を指導していくと。こういう形を本当は取りたい。こういうふうな形で人事配置はしておるんですけども、今委員長おっしゃるように、間もない担当者がこういった形で事象が起こったというのが否めないところで、今後はこの辺につきましては、今言いましたようにその辺注意して人事配置してまいりたいというふうに思っております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 委員の質問なんですけども、この件につきましては幾度となくお答えをしております。私自身は管理監督責任はあると感じております。それはやはり最高責任者でございますので、当然、行政内部で起こったことにつきましては、やはり最終的には私に責任があるという認識を持った上での答弁になります。今回のこの報告書によって、その事象が起こった経緯等を詳細にお伝えさせていただきました。これは委員会でのお約束のことを果たさせていただきました。ただ、この件につきましての例えばこの条例案に行政内部の担当課が気づいて条例改正を付託した委員会で、また、令和6年3月議会の予算委員会で、また、その他の議会委員会の席におきましても幾度となく謝罪を申し上げ、今後このようなことにはどのような対応をするのかということを行政内部的に検討いたしますと申し上げたのが、まさしく今回の報告に書いてあることでございます。

人事の件もありますけども、難しいのが専門的な部分と通常の業務とはまた若干の差異がございますので、ですから、藤井本委員がおっしゃるような完璧な形にはできないけども、法令審査会の前段で審査する者というのは、それなりの職員の知識なり経験を持った者が配置をしておるんですけども、その辺の強化ができるのかどうかというのは職員であるのかもしくは外部であるのか、その辺は検討する必要があるのかなという気がしております。人事配置におきましては、副市長が申しあげましたように、ある一定の期間において、やはり若い世代についてはいろんな部署を経験していただくことが行政内部として必要であるという認識を持っております。ですので、それが全部が全部、一遍に配置転換をしているわけやないんですけども、その辺も考慮をしていきたいなという考えを持っております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 今、副市長からも言っていただきましたけども、私、もっと具体的に、先ほど委員長ちらっとおっしゃいましたけども、引継ぎの情報の共有がうまくできるような具体策を考えているとか、そこまで踏み込んだ答えを答えてほしかったんです。検討されているのは分かっているんです。ただ、それを具体的にどういうふうに取り組んでいってそれを実現していくかというところをここで言わないと、この問題、また起こる可能性がありますやん。だから、

1つとして、例えば引継ぎが短時間でやらないといけない、人事異動に当たってはね。行政の事務の空白期間を設けることはできませんので、そしたらそれを踏まえた上で、日々の中でこれは重要やというところをそのときの担当者がそういうデータベースを作ったため込んでいく。それが後からね、初めて来られた方でも新人であっても、ある程度それを見る限りそこに答えが載っているというような状況をつくるとか、そういうことを私は求めたいんです。それは市長に対しても一緒やん。だから、そういうところの組織としての対応を考えていってもらわないと、対処療法的なことでも終わってしまったらもったいない。せつかくの起こった事象ですから、これをやっぱり糧にして葛城市をいいように持っていかないと、もったいないですよ。これだけお金をかけて、こんだけ時間をかけて、担当者にヒアリングして、その間、業務が止まっているわけですから。そこをやっぱり私、問いたいです。それはそれでまたお願いしときたいと。

それともう一つ、市長、現場のトップとして考えていらっしゃることは分かった上で、私、言っているんです。今の副市長に私、申し上げたことと同じことを取り組んでいただいたらいいんですけども、保育園の現場の園長なんです。現場の徴収業務を行っていらっしゃるんやったら、その現場の方、この現場の方は本当に言われたとおりにやっているだけということかもしれませんけども、そこに対してある一定数のこういう知識というのは、やっぱり現場の長が指導していかんとあかんと思うんですけど、現状、園長はいらっしゃらない、現場には。そこに対してどう思いますかということも問うてたわけなんですけども、そこを改めてもう一回だけ、そこだけお答えいただけますか。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 これは、私は園長でありますので園長はおります。不在ではございませんので、園長というものが無いというわけではございません。ただ、今回の事象につきましては、条例改正をして現場では徴収業務を行うだけでございますので、条例の内容について一字一句を伝えてもらって、それをそこで審査するという作業はございません。担当課のほうから、もしくは制度上、幾ら幾らを徴収してくださいという業務を現場でやるというような形になっておりますので、ですから、今回の事象が、例えばこれは私以外の者がやっていたとしても気づくのかというたら、そうではないのかなという気もいたします。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 園長がいないというか、私が言っているのは現場に日々常勤されてないということを言っているんであって、園長が存在しないとは言っていないです。要は、園長さんと市長さんが兼任なんです。だから、市のほうでこういうのが起こっていました。現場のほうは徴収業務なんて関係ないけども、今現状市でこういうことが問題になって重要視されて、いろんな対策を練っていらっしゃる。そうしたら、今度それに対して現場のほうにもこういう情報提供をした上で、現場が何をできるか私、分かりませんが、これは現場にいらっしゃる園長であつたら一番よく分かっていらっしゃると思うけど、その辺の情報共有の体制とかも含めて、現場のほうも行政のフォローをできるような体制を取っていかうとか、そういう一言、情報

提供があつてしかるべきかなど、そういうことを私、言いたかったわけなんですけども、これ以上質問できませんので、以上で結構です。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 先ほど引継ぎ云々の話、私、答弁漏れておりましたので述べさせていただきたいと思えます。引継書というものは現にございます。それはどういうものかといえますと、ある一定の書式が決まっております、全職員がもし異動する場合には事細かに詳細、今までやってきたこと、ほんでこれから課題であることとか、いろいろ書く項目がございます。それを全て書いて、そして上司の印鑑をもらって、ほんで、部長に提出すると、そういう流れになっておりますので、それ、答弁が漏れておりましたので補足させていただきたいと思えます。以上でございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

川村委員。

川村委員 細かい箇所までいろいろ触れられたので、私もこれからのこういった職員の研修とか育成の中のことですけれども、行財政改革の中でこれまで契約管理シートとか、そういうやり方に見える化していっていると。今回も、法令審査会による審査は全部長、総務課、それで正確な審査ができるような形をつくるというような形をこれから検討していくと。ぜひ、これ、この所管じゃないんですけども、行財政のことですから総務建設になるかもしれませんけれども、そういう形をつくっていく。法令に関して今回引っかかっている部分が出ましたので、これは大事なことかなど。これを見る化していく、チェック体制を強化していくためにどんな方法をつくるかということは、また、その所管でぜひ紹介をしていってほしいなというふうに思えますので、私が今回この関連で言いましたけども、仕組みづくりをすることが一番これから見える化していく方法だと思えますので、ぜひともその検討をお願いしたいというか、実際にこれから長い目で検討していくと言っても形をつくってもらわないと、我々もそういう形で今事務が遂行されていることは見えませんので、ぜひともそういうことについて検討なさった後にいつから始まる、次年度からそういう形を、今もされていると思うんですけども、形づくりのほうを紹介させていただきたいと思えます。お願いいたします。

杉本委員長 また今後ということで、どっかのタイミングでまた川村委員聞いてもらったら。ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なかったら、僕から1つだけ確認なんですけど、8ページの、また、地方自治法231条の規定、地方自治法施行令154条には反していると言われたらそうなるってどういう意味ですか。反していると言われればそうなるというのは、意味、これ、徴収の延滞料か何かの地方自治法と。何でこんな言い方をされるんかなどという。

西川課長。

西川子ども未来課長 子ども未来課、西川でございます。よろしくお願ひいたします。

今いただいたご質問に関しまして、地方自治法の154条について違反しているのではない

のかというようなご質問を委員会のときにいただいたことが、委員さんからいただいたことがございます。じゃ、具体的に154条ってどのようなことを書いているのかということでございますけども、市町村の事務において、徴収金を徴収する場合についてはその都度、法令に照らし合わせて調定を上げなければいけないといったような内容の書きぶりでございます。つまり日々我々、徴収するときは調定伝票を起票するわけですけども、その都度上げるときには、法令がどうなっているのかということをしなければいけないよということを書いているにもかかわらず、我々は今までこうすべきものという思い込みもありましたが、日々そういうような徴収を行っていたというようなことがあったので、その辺のご指摘があったことについては、そのご指摘には当たるのではないかなというような川崎弁護士からのご意見をいただいた経緯でございます。

以上でございます。

杉本委員長 反していると言われたら反していますと。それは確認不足ですということなんかな。

分かったことにしときましようか。お金は全部もう解決しているんですね、返金して。ほんで、延長料が返ってきているんですね、皆さんね。それで特に問題ないんですよ。今後全部延長料を取らんだらええのになって、しつこいですか、僕。また考えといてください。条例を上げてきたら、全然それは賛成させていただきますので。

それでは、この辺でよろしいですか。

(「はい」の声あり)

杉本委員長 これで暫時休憩いたします。再開は午前11時15分でお願いします。

休 憩 午前10時58分

再 開 午前11時15分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、市内公立保育所及び認定こども園の給食費について、理事者より報告願います。

西川課長。

西川こども未来課長 こども未来課、西川でございます。よろしくお願いいいたします。

私のほうからは、来年、令和7年4月から保育所の給食費で、3歳以上のお子様で保育所等利用されている方、2号認定と申しますが、こちらの額の変更を検討していることについてご報告させていただきたいと思っております。

給食の材料にかかる費用である給食費につきましては、自宅で子育てを行う場合も同様にかかる費用であることから、保育所等を利用する保護者の皆様に自ら自宅で子育てを行う保護者と同様に、その費用を負担することを原則といたしまして、3歳から5歳の保育料無償化後も引き続き保護者の皆様にはご負担いただいている状況でございます。現在、この給食費でございますが、お米などに相当する主食費、こちらが800円、おかず分に相当する副食費、こちらが4,700円、合わせて5,500円で構成されており、これまで2号認定の3歳から5歳児の副食費の価格については、質の担保された給食を提供する上で必要なものであることから、内閣総理大臣が基準により算定した費用の額とされる公定価格を根拠として、副食費については4,700円をいただいているところでございます。しかしながら、引き続き国内の

物価の高騰が続いておりまして、今年、令和6年に入って4月に、こども家庭庁から示された公定価格の副食費相当単価が4,800円となりましたが、既に新年度がスタートしていることもあり、公立保育所副食費の額を4,700円に据え置いているところでございます。葛城市におきましては、内閣府が示す副食費の公定価格に合わせて副食費の価格を設定してきた経緯を踏まえまして、物価高騰に見合ったご負担を考慮し、令和7年度からは3歳から5歳児にかかる副食費の単価を4,800円に改定、主食費800円と合わせまして5,600円のご負担を願いたいと考えているところでございます。

この価格の改定は、物価高騰前と同等の給食の質と量をこの先も長く維持するためのもの
でございまして、全ては子どもたちに還元されるものでございます。また、自宅で子育てを
行う場合も同様にかかる費用であることも考慮いたしまして、改定額につきましては、保護
者をはじめ皆様方のご理解を賜りたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

以上でございます。

杉本委員長 ただいま説明いただいた件について、何かご意見ございませんか。ご質問等ございませ
んか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、これで(1)就学前児童の保育と教育に関する事項については以上
といたします。

ここで暫時休憩いたします。

休 憩 午前11時18分

再 開 午前11時21分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、調査案件2、葛城市社会福祉協議会に関する事項についてを議題といたします。

この件につきまして、内容としては2点ございます。

まず初めに、葛城市社会福祉協議会に対する奈良県の運営指導に関して、理事者より報
告願いたいと思います。なお、9月定例会の際は、奈良県による監査があったということで
話をしておりましたが、正式には監査ではなく運営指導とのことですので、皆様、ご承知お
きお願いいたします。

それでは、説明をお願いします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。皆様、おはようございます。本日はよろしくお願いいた
します。

それでは、葛城市社会福祉協議会に関する事項のうち、奈良県の運営指導に関する事項
ということで、9月の委員会で話がありました放課後デイサービスの請求誤りの事象につい
てでございます。こちら、9月の委員会の中で資料等が不十分なままで答弁させていただき
まして、一部間違い等もございました。誠に申し訳ございませんでした。改めて、その経過
についてご説明のほうをさせていただきたいと思っております。

まず、令和6年6月11日に、葛城市社会福祉協議会に対しまして、奈良県による運営指

導が実施されました。こちらは県内の介護サービス提供事業所、また障害福祉サービス提供事業所等において適正な事業運営が実施されているかを指導するものでございまして、定期的にそれぞれ各事業所において実施されているというものとなります。今回、社協が行っている事業に対して運営指導が実施されたということでございます。その運営指導の結果につきまして、第1報といたしまして、7月3日に奈良県から市の社会福祉課のほうにメールが届いておりました。私が前回委員会で報告させていただいたのは、第2報のメールとして届いた8月2日の日をお伝えさせていただいております、どちらもほぼ同じような内容のメールとなっておったのですが、その日を伝えさせていただきました。誠に申し訳ございませんでした。

続きまして、その運営指導の結果について改めて報告させていただきます。内容といたしましては、障害福祉サービスにおきましては、指導事項が14件、指摘事項が11件ございました。この指導事項と指摘事項の違いなんですけれども、指導事項といいますのは、事業所で自主的に改善してもらって、特に結果の報告を求められないもの、指摘事項につきましては、その事項に対しまして改善内容を奈良県に報告しなければならないものというような違いとなっております。そして、その指摘事項のうち、放課後等デイサービスにおける介護報酬の算定及び取扱いに関する内容についての内容が今回の給付費の返還に係るものとなっております、その内容について改めて詳しく説明をさせていただきます。

内容といたしましては、サービス提供職員欠如減算というものになります。こちらはどのようなものかと申し上げますと、放課後等デイサービスの人員配置の基準ですね、人員配置の基準があるんですけれども、それに係る内容となります。社協の放課後等デイサービスについては定員10名で運営しておりますが、その場合、児童発達支援管理責任者、いわゆる責任者の方が1名と、現場に児童指導員または保育士を2名配置しなければならないというのが原則決まりとなっております、その人員配置基準を満たせなかった日が月のうちに数日あったために減算対象になったというようなところでございます。

この減算ルールについて説明させていただきますと、細かい話になるんですけれども、その人員配置基準を満たせていない日がその月の開所日の10%未満の日数、大体月のうち開所日が25日程度、日祝休みなので25日程度になりますので、ほぼ2日以内の満たせていない日がある場合、その対象月の翌々の利用者全員分の基本報酬、その分が30%減算となります。そして、人員配置基準を満たせていない日がその月の開所日の10%以上の日数、先ほどの2日を超えるというようなこととなりますと、その対象月の翌月分の利用者全員の基本報酬の30%が減算、翌月に既に30%の減算となると。そういう状況が更に2か月続きますと、3か月目は50%の減算というようなかなり大きなものとなります。簡単に言いますと、月のうち人員配置基準を満たせていない日数が本当にごく僅かであっても、翌月もしくは翌々月における利用者全員の基本報酬が30%、状況によっては50%というような大きな減算になるというようところでございます。

そのような状況が令和4年6月から令和6年5月まではほぼ毎月発生しているような状況でありまして、それによりまして毎月少ない月で30万円、多い月で70万円の返還額というのが

発生するということになったわけでございます。

減算に係る指摘事項については以上となります。

社協におきましては、この件に関しまして、去る10月8日に臨時の理事会を開催されまして、現地運営指導の結果についてということで、当事案について経過報告を行ったということでございます。そして、今後の対応策等についていろいろ様々な議論をされたというふうに伺っております。

社会福祉課といたしましては、担当職員がその運営指導に立ち会っておりまして、恐らく返還が発生するだろうというようなところは承知しておりましたが、社協のほうで対象年月の全ての対象者の毎月の実績を確認するのに時間がかかっておりました。最終的に11月26日に、最終の返還金額というところで報告をいただいております。金額について報告させていただきますと、返還に係る総額が1,005万9,199円、うち、市への返還額が993万2,067円、利用者負担に係る返還額が12万7,132円となっております。

利用者負担額の返還分については、既に利用者の皆様におわびとご説明のほうを行わさせていただきました。返金は全て完了しているというところで報告を受けております。市への返還につきましては、この12月から過誤請求というような形で返還を受ける予定となっております。過誤請求といいますのは、過去における誤った請求を正して本来の請求額というような形で申出をいたしまして、それによって過大請求をしていた分について、これからの請求分から一部差し引いて請求を受けるというような内容となります。この請求事務については国保連合会を通じて行っておりまして、こちらは過去5年の請求分まではそういう形での対応は可能というような形となっておりますので、そのような形で返還のほうを考えております。

今後につきましては、12月分から大体毎月100万程度の過誤というような形でしていただきまして、予定といたしましては7年の9月の支払請求分で完済になるかなというような計画を立てておるところでございます。

今回の事象を受けまして、社協においては介護サービス、障害福祉サービス等の運営について、まずは事業ごとに運営基準等の総点検を行ったところというふうに聞いております。その上で勤務体制が基準を満たしているかどうかを勤務表にて所属職員全員でチェックを行うこと、また、事業に関する届出等の提出の際には、改めて管理職全員でチェックを行う体制等、改めて確認したというような報告を聞いております。

そして、今回この事案について、まだ外部に発表していない段階で情報が漏れていたというような部分についてでございます。こちらについては、社協のほうにおいて情報漏えい自体は当然のことながら、この事案に対してどれほどの内容までが漏れていたのか、いわゆる利用者の個人情報まで漏れていなかったのかということをご心配しておられたところでございます。分かった範囲だけなんですけれども、幸いにもそのような心配はなかったというようなところで報告を受けております。しかし、情報漏えいというのは絶対あってはならないということの中で、社協職員は公務員とは異なった立場であるものの、法令遵守は当然求められるものであります。そういったことの重要性を改めて課内の会議であるとか、朝礼、

またミーティング等で何度も話し合っ、個々のさらなる意識の向上を図っておるというところでございます。また、今回の件を踏まえまして、会長であります阿古市長、また、常務理事であります東副市長より、ゆうあいステーションにおきまして社協職員を前に、社協組織の正しい在り方、またコンプライアンス意識の徹底等について改めて訓示をいただいたというような報告も受けておるところでございます。

社協におきましては、今後こういうことが起こらないよう適切な運営、職員の意識向上に更に努めていくというようなところで何っているところでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願いたします。

杉本委員長 ただいまの説明に対して、何かご質問等ございませんか。

松林委員。

松林委員 先ほどのお話、僕もよう分からんところがあって教えていただきたいんですけども、放課後デイサービスの利用者に応じて、通常は責任者と指導員3名を配置しなければならないという決まりがあって、これ、どういうことなんですか。この間違いというんか誤りが起こった原因というのは、利用される人の人数に応じて配置をしなければならない人数の方が少なかったり多かったり、多かったりというんか3名配置したりとか、そういうことが誤りの原因なんですか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。人数の配分のところなんですけども、通常、当初、その事象が発生する前は、アルバイト5人ぐらいの体制でやっていたのが、途中で1名辞められたというのが1つ原因なんですけども、そもそも職員2人現場につくというのは、児童指導員か保育士を2名配置するというのが決まっておるところなんですけども、その指導員と保育士を2名配属させられなかったときがあったということで、現場に管理責任者が入って2名で行っていたというようなところになっておりました。2名というのは現場にはおったんですけども、なかなかその資格を持った2名というのが配置できないような状況というのがありまして、シフトの関係で泣く泣くそういう日が数日起こってしまったというようなところで報告は受けております。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 今まではアルバイトで対応しとったところもあって、ほんで、指導員とか保育士、ここの人たちが3名おらんとあかんわけなんですかね。ではないんですかね。指導員と保育士の資格を持っている人、ここが有資格者を充てなければならないときにアルバイトで対応したということなんですか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 今もアルバイトの方が指導員としていらっしゃる方もいてるんですけども、それを5名で回しておったのが、途中で1人辞められたということで、シフト上、どうしても有資格者の方を2人で充てることができなかったので、2人プラス管理責任者ですね、管理責任者の方は2名と別でいなければならないんですけども、管理責任者の方が現場に入って、

資格を持っている児童福祉士と保育士の方が1名しか配属できなかったというところが減算になってしまったというようなところ。特にアルバイトでも資格を持っている方でしたら問題ないんですけども、資格を持った方を充てられなかったというところで減算対象になったというところがございます。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 必要な有資格者がそこに配置をできなかったということですね。了解です。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 今の関連でもう少し詳しく教えてください。

まず、有資格者2名が確保できなかった期間というのは一体どれくらいの期間だったんですか。それに対して県からこういう間違いが指摘されて指導があって、そこから確保に至るまで、すぐ確保できたのかどうか。この2つをお願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 確保はもともとできておったんですけども、管理者を含め5人で実施していたのが1人辞められて、ですから、有資格者は3人で、もともと4人いたのが3人で回すことになったと。だから、人数は足りているんですけども、休み等々のシフトの関係でどうしても2人充てられないというようなところになりましたんで、その辺の代わりとして管理責任者の方が現場について2名になったと、そういう解釈なんですけど。

杉本委員長 だから、まとめると、ほんまはこの資格を持っている人とこの資格を持っている人がおらなあかん。この資格を持っている人が2人入っちゃったということでしょう。

山岡社会福祉課長 それはどっちでもいいんです。

杉本委員長 管理者の人が、プラス1の人数でカウントしたら駄目なんでしょう。

山岡社会福祉課長 そういうことです。

杉本委員長 だから、人数はいけますけど、管理者はその条件にはまっていなかった。

山岡社会福祉課長 そうですね、現場の、はい、そういうことです。

杉本委員長 ということは、ごめんなさい、僕、しゃべってまうと、そのルールを誰が見るのという話なんですよ。それを分かってやな、こういうことになったんでしょ。だってこれを今見たら、令和4年6月から令和5年って1年間ずっとそれでいったわけじゃないですか。それを、「あんた、あかんよ」という話にしやなあかんかったけど、それ、分からなかったでしょう。そこに問題があると思うんです。その辺はどうなんですかね。確保はできているんですね。奥本委員さんは多分欠員が出たからでなくて、その質問と奥本委員さんの質問、関連で言うてください。教えてほしいです。

奥本委員 もう一回言いましょうか。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 すいません、分かりづらい質問で申し訳ないです。今答弁いただいたんで、有資格者の確保はできていたということで、要はアルバイトの1名のところのローテーションが、それが抜けることによるローテーションでうまくいかなかったというのは理解しました。でしたら、

今、私が聞きたかったのは、どんだけの期間ですかって、委員長がおっしゃって1年間って。1年間、アルバイト1名の確保がなぜできなかったかということをお聞きして、変えていいですか。

杉本委員長 それと、僕が気にしているのは、その状況はあかんでしょうと分かったら対処していたでしょう。それができてなかったわけじゃないですか。例えばその知識を持ってやなあかんのに持ってなかったということじゃないですか。そこを変えやなあかんのちやうのと僕は思っているんです、原因としてね。だって、ルール上駄目なんだもん。お金を返すんでしょう。そこを答えていただきたい。この2つ、奥本委員のやつと。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの奥本委員の質問でございます。辞めた段階でも探してはあったというような話は聞いているんですけども、やはりこういう資格を持った方をなかなかすぐに採用できずに、どこまで努力というところはあると思うんですけども、それがそのままですってしまったというところがあるのかなというふうに聞いております。

それと、今の委員長の質問ですけども、満たしていないというところについては理解をしておったというところを聞いているんですけども、ただ、今のお話で、1日、2日であっても全体に減算になるというところまでは理解しておらなかったというところで、人数的にはやむを得ない、現場に迷惑をかけられないというところで人数は配置しておるんですけども、その有資格者がなかった。例えばその日だけでしたらもう少し少ない減算、減算もあれなんですけども、全ての月の減算になるというところまでは理解していなかったというところがあったというところで聞いております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 状況はよく分かりました。ということは、これも先ほどの問題と似ているんですよ。やはり法令のところの周知というか理解が、特に責任者の方にうまく理解されていなかった。そこを組織としてどういうふうにその辺を徹底するか、周知するかというか守っていくかというところがこの問題の一番肝だと思えます。そこについてはどうされるんですか。確保できましたからいいのではなくて、やっぱり将来的にも起こる可能性があります。やっぱりアルバイトであればいろんな事情で途中で辞められるということもありますから、そこに対してそのときどうするかという体制とか仕組みづくりをやっていかないと、また同じことが起こる可能性があると思うんです。その辺りどう考えていらっしゃいますか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。先ほども回答させていただきましたとおり、この運営基準という総点検ですね、実はこの運営指導というのが社会福祉協議会のほうで初めて今回入ったというところで、これは言い訳にもなるんですけども、もう少し早く来ていただければ分かったというような、これは言い訳になるんですけども、そういうところもありまして、なかなか細かい基準の中で、あってはならないんですけども、全てを把握できていなかったというところ、これは不備であるかと思えます。この運営指導につきましては、

これを本当にいい機会といたしまして、また、改善計画もある中で、その辺は徹底して確認をしながら進めていくというような形で報告はいただいております。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 やはり社会福祉協議会という大きな重責を担う組織として、それを県から初めて指導が入ったから分かりませんでしたじゃなくて、これは分かって当然やから市はそこをお願い、お願いするのは指定管理のほうですけども、独自事業のほうに関してもそれだけの看板を背負っている法人の方だったら分かって当然のことだと我々は思っているんです。そこは、初めてやったからその辺不備でしたというのは、言い訳としてどうかなという気はしますので、注意してください。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 社協のことで、事業社協のことに触れての話でなんですけども、まず今、奥本委員もおっしゃいましたし、委員長のほうもおっしゃいましたけど、そういう体制がどうなっていたというところもあるんですが、僕、記憶の中では、社協との職員の方が出向されてみたいな形を取られて、人事間交流というんですかね、されている中で、市としても一定の責任が出てくるのと違うかなと思っておるところでございます。そういう人事間交流をしながら、その社協の中でちゃんと指導をしていくなり何々していきなりということは必要なかなと思っているところなんです。そやから、これからはきっちりしていただきたいなということはあるですね、市としてもね。それが1つ意見なんですけど、あと、僕、返還していかなあかんんですけど、993万は一応社協のほうで返還していかなあかんというところがあると思うんですけど、利用者の方も返還の義務が出てくるんですかね、さっき聞いた十何万、12万を利用者、そこは放課後デイに行ったはる方に対しても返還の義務が出て……。

(発言する者あり)

西川委員 社協のほうから利用者に対して、分かりました。僕の勘違いですね。ほんなら、最初の1点だけですね。市としても社協のことやからじゃなくて、人事間でしっかり交流をされてんねんから、その辺はきっちりと見ていく必要があんのちゃうかなと思う、事業社協に関しても見ていく必要があるんじゃないかなという意見だけをさせていただきます。

杉本委員長 答えは要らんですか。意見だけで。

西川委員 そうですね、答え……。

杉本委員長 人事間交流をされてどういうことをされていて、これを受けてこれからこうしていきみたいな話をいただければなと逆に思うかな。

西川委員 そうですね。お願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。本当、昨年から経営改善の話の最中でこういう事象も起こっておりまして、————— (削 除) —————
————— タイミング的にも本当に職員の異動があったすぐ

の事象でありまして、本当に一からいろいろ経営改善というところで踏ん張っていかなければならないのかなというような話も聞いております。本当にこれをいい機会にさせていただいて、全般的においていい社協の運営ができるような形で、行った職員も話しておりますし、我々のほうもバックアップできる部分についてはバックアップしていきたいなというふうに考えております。

以上でございます。

杉本委員長 いいですか。

西川委員。

西川委員 今ちょっと踏み込んで話をさせてもうて、行かれた、立場もそうですし、どういうところを今見られてんのかなというところというのは、それを答えていただけたら。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

ただいまの西川委員のご質問にお答えをさせていただきたいと思えます。

まず立場でございますけども、前回かに言ったかなと思うんですけど、2名行っております。まず1人は、社会福祉協議会の事務局長という立場で行っております。それはうちの課長級でございますし、もう1人は、次長という形で、次長プラス兼務で事業のほうの課長を兼ねてもらっております。それで、今年の4月から2人に行ってもらって、その中で、局長は局長で全体を見て問題がないかとかいろんなことを考えてもらっていますし、事業課長、次長のほうは事業のほうを主に見てもらっておりますし、今回の事象が出てきたというようなところの管理をしてもらっておるところでございますし、我々といたしましては、職員を送り込んでおる立場といたしましては、今後もっとスピード感を持って、
————— (削 除) ————— あらゆるところで改善していく部分は改善して行って、よりよい社会福祉協議会の在り方というものを模索しておる段階でございますし、まだ残りあと、今年1年やったらあと3か月ちょっとありますけれども、今後も引き続き改善できるところはスピード感を持って改善をしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解賜れたらなと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 詳しい説明ありがとうございます。2名も行かれていますので、
————— (削 除) —————
————— たまたまタイミングやっただんか分からないですけど、県のね。ただ、そういうことが恐らくいろいろと、この2名が行かれることで社協の利用者ももちろんいはるんで、社協を求めての利用者がいはいりますんで、それは改善をして行って、しっかりと努めていただけたらなと思えます。

以上です。

杉本委員長 山岡課長、揚げ足を取るわけじゃないですけど、
————— (削 除) —————
————— これは、でも、県から入っただけでしょう。別に市の職員が行ったから出てきたわけじゃないんで。僕は責めているわけじゃなくて、
————— (削 除) ————— これのこ

とを言うてはんのか、ほかにも悪いこと結構見つかりましたって。揚げ足を取ってんねんけど、そこは今気になったんで。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 私の言い方が誤解を生んだかも……。今までの経過でいろいろ経営改善について、いろんな形で入っていただいた部分を含めて、たまたまこういうタイミングというところで、いろいろあったというところを私、こういう形でお話しさせていただきましたんで、よろしくをお願いします。

杉本委員長 ほか、ございませんか。

川村委員。

川村委員 いろいろと事業改善を議会のほうから求めた。その後、非常に努力をしていただいた矢先にこの話が出てきました。いろんなことがひずんできていると———（削除）———
———というような状況のことかなと思うんですけどね。一番大事なことは、今回も人事交流を行いました。2名と2名を交換するという形でやっていたんですけども、やっぱり人員不足が、それと意識向上というか、人がいないからできないということではなくて、それぞれ業務の効率性を上げるということはもう一番の今回の業務改善に目指されていることだと思うんですけども、最近、今回の指定管理も含めまして、社協全体が事業社協と、今、社協の指定管理の部分と、非常に人が兼務したりしているような状況を見ますと、人は足りてないんですよ。足りてないということによって今回の事象が起こったということなんですけども、最近、ゆうあいもいろんなPRをしていただいて、非常に活性化しているというか、活発になってきているというのを私も実際に見させてもらって思っているんですけども、そうなってくると忙しくなってきましたよね。さらに、忙しくなってくる状況ができたことで、さらなる人員確保をしていかないといけない。それから、今の放課後デイサービスもそうなんですけども、葛城市の市民さんに聞きますと、葛城市の社協の放課後デイサービスは非常に環境もいいので、要するに行きたいところのナンバーワンぐらいの、そういう評価をいただいているんです。そんないいところを、人が足りないからこんな指導が入ったとかいうようなことになってはいけないと思うんですよ。市民のニーズに合わせて社協の立ち位置があるんですから、その部分はこれから人事改革、市長も今いらっしゃるんですけども、市としてそこにどういう指導をするかと。今2名行っているんですけども、2名行って2名交換ですから、人数は変わらないんですよ、今のところね。それが要するに業務改善をしていくためのいろんな指導をしていただくためにある位置づけにもいらっしゃる立場、2名ともそうですけども、やっぱり全体的な量が足りない。量が足りない状況をこれから改善していかないと。市が今社協から交流やから来ていただいている方も、向こうにとっては非常に貴重な人員なんですよね。時々、お手伝いをされたりというようなことも聞いていますけれども、全体を見たときに、これからの活性化も含めて、活性化イコール事業の収支のことも見ますと財政上の改善もしていかないといけないし、もうけてはいけないということは前提ですけども、事業が悪化していくことを向上させていくということも合わせたら、やっぱり人の配置と全体の社協の活性化というものは必須やと思うんです。

人事の分量、要するに人の分量ですよね、は、今現在、どんな形、どんな状況なのか。募集をどんどんかけているのかとかいう、そういうことに対しては、要するに指定管理の部分もありますので、全体としてそういったことに対して励んでおられるのかどうか聞かせていただきたいです。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。人事配置というところで、私がどこまでというところもあるんですけども、新しい2人が行ってもらった中でいろいろ見直していっている中で、適切な配置というところをまずは見ながら、このままでいいかどうかというところは検討なりしていただいている。しかし、いわゆる事業社協というデイであるとか放デイであるとか、ここは本当に例えば人が増えたら、当然現場の人間も必要になってきますんで、そこは適宜、今の段階で、例えばデイサービスでありましたら介護の職員のパート1名雇用したり、また、運転手を雇用したりというようなところで、その辺の無理のないような対応というところは配慮してやっていると。ただ、1つ経営改善というところで、多少なりとも負担という言い方があれなんかわからないですけども、頑張ってください部分と、今おっしゃられている負担にならない部分というのは、バランスを取りながら進めていただいている状況かと思っております。

以上でございます。

杉本委員長 東副市長。

東 副市長 東でございます。

ただいま課長のほうから申し上げたとおりでございますけども、ちょっと補足をさせていただきますと、人員配置、また、今川村委員のほうからご指摘がありました人数が足りてないのと違うかという部分につきましては、常時募集はかけております。おりますけれども、なかなか来てもらえないとか、専門職ですのでやっぱり資格がないと雇えないという部分があって、かなり厳しい状況に置かれているのは置かれております。しかしながら、今現在としても募集はかけております。それもひっくるめまして、うちから派遣しております2名につきましては、事務量であったりとか、また、そこに適切というか適量というか、この事業にはこんだけの人数が要りますよという、そういう事務量を量った上の人数がどれぐらい要るのかいうのを今調べてもらっておるところでもございますので、これらを含めまして今後改善を続けていきたいなというふうに思っておるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 川村委員。

川村委員 現場、いろんな事情は十分お察しした上で申し上げているんです。要するに質を高めることは、今そうやって人事交流していただいてやっていただいている。ただ、量が足りるのかと。その量が足りるのかというところは募集をかけて確保していかないといけない。どこの市町村も同じやと思うんですよ。そこは工夫と業務の効率化を図って、要するにそれによって余裕が出てくる人員についてどうしていくかというところには努められているということです。私も先般、一般質問で、市からのいろんな事業を委託していると。ここについてもし

っかりと、ここがオーバーワークになってないかということについてお尋ねをしたところでもございますので、いろんな角度からそういった業務効率と、それからその業務がどのぐらいの費用対効果があるのかと、ここが一番の問題やと、難しいと思うんですけど、努力をし続けていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

以上です。

杉本委員長 ほかにございませんか。

藤井本委員。

藤井本委員 そんな時間は長く取りたくないですけども、9月、私もこの委員会の委員長をしていたときに出てきたこの件に関する言葉の中で、不正な請求というような発言をされたということもございました。その中で今説明を受けて、皆さん、確認してもらったし、私も確認できたところですけども、もう一度繰り返しますけども、資格のある方2人と管理者、いわゆる管理者というのはサビ管のことですよ。行かなあかんの、資格のない人が欠けたときにサビ管の方がそこへ入ったという話になるわけですよ。認識が間違っていたと。そういうことですよ。だから、事業そのものに必要な人数は確保していたけども、いわゆる資格者というものが不足していたと。この認識がなかったということなんですよ。それでいいですよ。いわゆる不正な請求という言葉だけは、やっぱりこれは打ち消すべきやと思います。誤った考え方で返還金が発生したということでもいいのであろうと思いますけど、そこをきちっともう一度、どなたかお答えをいただきたいと思います。

あと、これは市長か副市長にお尋ねしときたいんだけど、社会福祉協議会の、やはりこれから改善をしていくということで、今話があったように局長、また次長等、職員も送って、これから改善していくという中で、前も保健福祉部長やった方がこうおっしゃった。葛城市の社会福祉協議会の事業というのはよそと比べると数が多いんですよ。皆、辞めていっているにもかかわらず、採算取れんでもやっていくぞという数が多いうちの、これも1つやと思います。ほかと比べると、放課後デイサービスにしろ、生活介護もあるのかな、いろんなものを皆、切っていっているところも多い。そやけど3年間はやんねんと、3年間見といてくださいということが理事者からあって、その結果としてできない部分については今後それの撤退というんですか、そういうことも考えたいということであったと思います。そのことも含めて、これは社協の会長か専務ですか、にもお答えいただきたいんですけど、これについて私はそのとおりやっていただきたいと思いますけど、その辺のお考えに変更がないのかということをごくここで求めておきたいと思います。

2点お願いします。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまのご質問でございます。1点目につきましては、内容といたしますか、指導監査におきまして、奈良県にこの事案を報告いたしまして、ここから例えばこれが悪質であるとか、故意に不正を働いているとかいうことになりますと、言葉が間違っていましたけども監査というところに切り替わりまして、そういうものに対しては監査というような調査が入っていくというようなものになっております。こちらについては報告で終わっております。

して、あくまでも今後健全な運営をするようにというようなところの報告というところになっておりますので、あくまでもこれは不正ではないというようなところの事案であるかというような形になってくるかと思えます。

あともう一つ、後ほどの話とリンクするんですけども、今、社協の職員も皆、事業のほう、いろいろ工夫しながら頑張っていたいただいております、売上げのほうもかなり上がっている事業もございます。そういう部分を見るにつれては、また今までと違ったような、そういう収支的な部分のご報告というところも、今の放課後デイの部分についてはマイナスなんですけども、そこを除きましてはすごく収入が上がっているところもありますので、その辺については順調に今のところ推移をしているのかなというような私としては感想を持っております。

以上でございます。

杉本委員長 阿古市長。

阿古市長 一般論としてお聞きいただきたいと思えます。非常に当初から申し上げているように、葛城市の社会福祉協議会というのは特殊な形態を持っております。といいますのが、通常为社会福祉協議会ですと、事業社協という部分を持ってないんですね。ですから、老人福祉ですとか障がい者福祉、その部門の事業社協を持っているというのは非常に珍しいパターンです。ですから、奈良県の多分社会福祉協議会の中で人員が一番多い社会福祉協議会が葛城市の社会福祉協議会だと認識をしておるところなんです。

その経緯を見てますと、事業社協を持っているというのは、ある種、発生したときのニーズといいますか、まだ民間がそこまで到達できていなかった、まだ福祉事業が処置という段階において発生したことではないのかなという認識を持っております。今はある種支援という形で民間企業等がその部門に非常に参入をしている。ですから、サービスの提供が豊富になってきたときに、本来は社会福祉協議会でその事業社協を持つ意味を精査するときに多分あったんだろうと思うんです。ただ、それを通り越して、今どういう状況が起こってきているかといいますと、人員不足による社会全体の福祉事業のその升が確保できなくなっている。これは日本が人口減に突入しているということもあるんですけども、外国人労働者を導入してそれを補うというようなところでも厳しい状態に近づいてきている。その中で福祉事業については、民間事業者が撤退をする傾向が出てきているというのが大きな社会的な変化やと思っております。そういう意味におきましては、ある種継続をしておりました事業社協の部分というのは、これからこの時代、その社会状況において必要となる可能性が高くなってきているのかなという認識をしております。ですので、どの程度のサービス提供を事業社協とするのがいいのかというのは、民間のサービスの全体の升のバランスを見ながら、葛城市の社会福祉協議会として事業社協の部分は考えていく必要があるのかなという考えを持っております。

ゆうあいステーションの指定管理の部分はまた別の話でございますので、そちらのほうは指定管理者として、できるだけボランティアの方のご協力をいただいた中で運営をさせていただいているというのはありがたいなと思っておりますのでございます。非常に昨今、葛

城市の社会福祉協議会の全般的な働きというのは、近隣もしくは県外も含めまして、社会福祉協議会本来の活動の部分というのは非常に注目をされてきております。職員のほうが講師に招かれたりというような形もあります。ですので、非常に意識としては高い社会福祉協議会になってきていると感じているところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 藤井本委員。

藤井本委員 私も質問を投げかけながら、ぜひ継続をして、ええようにお願いしたいという前置きをしながら質問したわけですが、葛城市の社協、いわゆる事業社協、こうやって多くやっているというのは、今市長あったように、近隣、また周りを見渡すとないわけですね。これから時代を先読みして、今市長はそういうお答えをされた。人それぞれに考え方、私は私なりのを持っていますけども、これから継続ということをやってもらって、人も送られたんですからその部分が、今回のこれはあくまで過ちということで頑張ってくださいをお願いして、終わります。

杉本委員長 ほかに何かございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なかったら、僕から1個だけ。結局は情報漏えいというか、今市長も会長の立場で、市長の立場で、それを守られているのは分かるんですけども、それって先ほど市長、副市長のコンプラの話がされたと言ったけど、犯人が誰とかが僕はどうでもいいんやけど、今後ね、どういう話をされたんかなって。これって理事者の会議で言ったのにここで言えませんかやんって話やったのに、いきなりぼんと上がってきたというのは対策を練ってもらわな困ると思うんですけども、そういうコンプライアンスが云々かんぬんって話、もうちょっと詳しく何の話をされたんか。そんなざっくりスピーチされましたみたいでは解決できひんような気がするんですけどね。

東副市長。

東 副市長 東でございます。

先ほどうちの山岡課長のほうから、市長と私が参りまして、職員を前にしてそういうコンプライアンスであるとかという話をしたということでのお話かなというふうに思いますけれども、その中におきまして、そういった事象が出ましたというのを社協全体として分かかってもらって、社協の職員みんなでそういうことのないように今後していきましょうよという、そういう厳しくも優しい言い方をして、皆さんに協力を求めたというか、私どもからしたらお願いしますねというふうな話を全員の前でさせていただいたというのが詳細といたしますか、そんな感じでお話をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

杉本委員長 その後、足が近くなりましたか。よう行かはるようだったんですかね、市長、副市長は。現場に。そういうのはあまりない。

東副市長。

東 副市長 市長のほうも、ゆうあいステーションのほうで事業等いろいろあります。そこには出向

いていただきまして、職員との交流であったりとか、また、当然イベントとかに関してのご挨拶で行ったりとかしてもらっております関係上、極力、市長のほうも現場に赴いて、何か困ったことはないかというようなことを職員に聞いてもらって、何かあればまた対応していくというような、そういう感じで今進んでおるところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 分かりました。もはやそういうことしかでけへんような気がするんでね。しっかりとその辺はやって、コミュニケーションというのを取ってもらったらなと思います。

ほかは大丈夫でしょうか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 そしたら、ここで暫時休憩いたします。再開は午後1時半でお願いします。

休 憩 午後0時12分

再 開 午後1時30分

杉本委員長 休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

先ほどの会議の中で、一部発言の削除をさせていただきます。なお、会議録につきましては、後日、委員長の下で精査の上、措置させていただきますので、ご了承お願いしときます。

次に、3月定例会におきまして附帯決議を行いました葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況の報告を願いたいと思います。

これより、理事者より説明をお願いします。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 社会福祉課の山岡です。先ほどは失礼いたしました。

続きまして、葛城市社会福祉協議会事業改善計画に基づく状況報告というところで、福祉総合ステーションの施設利用者数並びに事業収入等について、現在までの状況を数値で示させていただいております。お手元の葛城市社会福祉協議会事業報告の資料をご覧くださいと思います。こちらに福祉総合ステーション指定管理事業関係の実績を示しております。それぞれ令和5年度の月別の実績と令和6年度の10月分までの実績を示したものとなっております。前年度の比較というところで、それぞれの年度の4月分から10月分までのこの7か月分を同時期というところで比較いたしましたところでございます。

それでは、資料に基づいて説明させていただきます。右側の欄をご覧くださいれば、数字的にはええかと思えます。

各施設利用者数一覧表から、7か月分の合計について説明させていただきます。

まず、全体の入館者数ですが、令和5年度、5万6,588人、7か月分の合計でございます。右端の数字でございます。対しまして、令和6年度は6万5,550人となっており、15.8%の増となっております。

続きまして、プールの利用者数でございます。令和5年度が1万9,891人に対しまして、令和6年度は2万3,851人となっており、19.9%の増となっております。

次に、お風呂の利用者数ですが、令和5年度、2万123人に対しまして、令和6年度は2万6,795人となっておりまして、こちらは33.2%の増となっております。

次に、パターゴルフの利用者数ですが、令和5年度、154人に対しまして、令和6年度は238人となっており、54.5%の増となっております。

続きまして、卓球の利用者数でございます。令和5年度、3,268人に対しまして、令和6年度は4,753人となっており、45.4%の増となっております。

最後に、カラオケの利用者数でございます。令和5年度、27人に対しまして、令和6年度、218人、コロナの影響がかなり一番大きかったのかなと思うんですけども、パーセンテージとしたら707.4%の増というところになっておるところでございます。

続きまして、その下の段、各指定管理事業関係収入一覧表。こちら7か月合計というところで示したものが右側となっております。各施設利用料収入というところで、こちらは主にお風呂、プール等の施設利用料となりますけども、令和5年度、711万2,130円に対しまして、令和6年度は992万5,840円となっておりまして、39.6%の増となっております。

次に、各教室の利用料収入というところで、こちらは主に水泳教室の利用料ということになりますが、令和5年度は668万6,340円に対しまして、令和6年度は724万5,160円となっており、8.4%の増となっております。

次に、食堂収入ですけども、令和5年度、888万8,038円に対しまして、令和6年度は1,200万8,200円となっており、35.1%の増となっております。

次に、その他というところで、これは自動販売機の売上げであるとか職員駐車場代等となりますが、令和5年度、123万936円に対しまして、令和6年度、66万6,563円となっておりますが、こちらは令和5年度の8月分に数字が大きくなっているんですけども、入場者の傷害保険料の精算金ですね、これ、いわゆるコロナでもともと見込んでおいた入場者数よりも少なかったんで、その精算金というところで返ってくる返還金というのが、こちらが69万8,421円含まれておりまして、これを除きますと、令和5年度は53万2,515円ということになりまして、25.2%の増というようになってくるところでございます。

現在、福祉総合ステーションの指定管理事業における全ての項目においても、前年度を上回っておりまして、順調に今も運営されているというところであるかというふうに考えております。

なお、今回、別資料といたしまして写真をつけさせていただいております。福祉総合ステーションの整備関係というところで、こちら、見た目には工夫をさせていただいた部分について、写真で見ていただこうと思っております、簡単にご用意させていただきました。

左側の上段、正面玄関日よけ幕ということで、お風呂をアピールするために、正面入り口左右に設置いたしております。

中段は、啓発ののぼり旗の増設というところで、登山者であるとか観光客へのアピールのために、敷地入り口に、もともと立てておったんですけども、更に増設したというところがございます。

下段につきましては、プール更衣室のロッカーの整備というところで、職員が自ら壊れていた鍵のほうを新たに設置し直して、また、塗装のほうもできるというところでやっていただいたところです。また、プールで使用しておりましたビート板でありますとかヘルパーに

ついても新調して、よりよく使っていただけるような形でご用意させていただいているところでございます。

あと、右側上段は、施設内における案内幕の設置というところで、館内の食堂であるとかお風呂について、より場所を分かりやすくするために、案内幕のほうを設置させていただいておるところでございます。

下段、左側は、メダカの水槽の設置というところで、こちら、正面玄関の縁のところぐらいの植栽の中にこういうスペースを設けさせていただきまして、癒やしの空間の演出というところで、この水槽のほうを設置いたしておるところです。

また、食堂の天窓からの日差しについて、まぶしいであるとかというような意見もありましたので、この寒冷紗の黒い幕で上を囲いまして、若干そういうのも防ぐというような工夫もいたしておるところです。

以上、見た目に工夫した部分について、写真で紹介させていただきました。

あと、福祉サービス事業のほう、いわゆる事業社協のほう、本当に簡単な説明になるんですけども、先ほどの放課後デイの一件を除きましては、ほぼほぼ順調に運営できておるのかなというようなところになっております。特に介護保険事業の通所介護事業、デイサービス事業の収入のほうは、前年度比70%ぐらいの伸びを見しているような数字を出ているほか、また、障害福祉サービスについては、ヘルパー派遣事業については、こちらも50%程度の伸びを収入として見せているというようなところが、現在見てうかがえるというようなところになっております。

以上、説明のほう、終わらせていただきます。よろしくお願ひいたします。

杉本委員長 ただいま説明いただきました。何かご質問等ございませんか。

松林委員。

松林委員 指定管理事業関係で、いずれも利用者数、収入増に向けて努力いただいた片りんが見えるような気がするんですけども、主な原因というのはコロナ禍、コロナ禍以前の数値というのは、全部増えとるんですけども、コロナ禍以前の状態に戻っているのか、それともコロナ禍以前の状態よりも増加傾向にあるのか、そこらを教えていただけますか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。令和5年度もやはりコロナの影響があったというところで、ここはコロナからの完全脱出というところで伸びは出ているんですけども、委員おっしゃられているとおり、コロナ前の令和元年度の数値と比較をしますと、なかなかそこまでは戻り切っていないところもあるか、7か月の経過段階なので、これから伸びていきましたら分からないですけども、そこまではまだ至っていないような状況もあるかなと。大幅には近づいてはおるんですけども、そこを超えているかといいましたら、なかなか難しいところもあるかなと思います。

以上でございます。

杉本委員長 松林委員。

松林委員 一旦コロナ禍で減少したものが、だんだんだんだんコロナ禍以前の状態に戻りつつあると

ということですね。了解しました。

杉本委員長 ほかにございませんか。

坂本副委員長。

坂本副委員長 この数字を見させてもらって、先ほどの松林委員の発言みたいに、順調に数字が伸びているような報告でありますけれども、今、局長1人と次長1人、2人、4月から社協に行っておられるということで、この4月から、3月の数字が出てないんで3月と比べようがありませんけど、4月の数字から5年度から比べると、6年度は利用者数、それから収入ともに上がっているというような状況で、局長と次長のご指導といたしますか、社協職員の皆さんの一人一人の能力の向上をアップさせるような、そういう指導をされたのかなというような思いがしますけれども、やっぱり派遣された職員の皆さんの指導というのが割と効いていると、そのように判断してよろしいのでしょうか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまのご質問でございます。コロナからの回復というところは確かにあるんですけども、前回申し上げましたように職員が2人行って、その意識づけというところですね。その前から経営改善というところで市のほうからもいろんな話をしている中で、プラスアルファ、直接2人の職員が行ってもらったことによりまして、直接そういう意識改革、指導というんですかね、今までできていなかった例えばミーティングであるとか会議であるとか、朝礼一つ取っても、やはりそういう今までやっていなかったことを4月からやっていただくことによって、本当に意識改革というのはかなり進んでいるというところの中で、そこは1つ、こういう数字につながっている部分はあると思います。

以上でございます。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 ありがとうございます。この写真をつけていただいていますけれども、これは派遣された職員が行かれてから設置されたものなのか。いつからこれは始められたものなのでしょうか。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 こちらにつきましては令和6年度、それぞれの時期はあれなんですけども、職員2人行っていただいて、いろんな相談を中でされた中で、こういうことをしたらいいんじゃないか、ああいうことをしたらいいんじゃないかというような提案の一つとしてこういうことがされてきたという、令和6年度からされているというところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 坂本副委員長。

坂本副委員長 もう3回目ですから言いつ放しにしときますけども、こういうのぼりとか広告物を道に出されたりして、どうなのでしょう、データが出ているのかどうか分からないですけども、市外の方の利用者が増えたというような、そういうことは考えられるのかなというような気もしないでもないですけども、道を通って、ここにもこういうのがあるのかということで利用されると。そういうのが多いのかなと、そういう印象を受けました。これは言

いっ放しでしときます。

杉本委員長 市内と市外の増え率、増え幅というのか、今細かく出せとは思わないですけども、感覚的には市内の方々が利用されるようになっていったのか、市外の方が更に来られたのかは、分からないですかね。でも、チケット、市内、市外あるじゃないですか。ほんなら、統計で分かるのと違うんですか、単純に。だから、今何枚とかじゃなくていいと思うんで、どういう状態なんかというのだけ言うていただいたらいいと思います。

山岡課長。

山岡社会福祉課長 すいません。数字のほうは今持ち合わせておりませんですけども、1つコロナの回復という意味では、市内の方も市外の方もどちらも伸びていっているのではないかなというような印象を持っておるところです。その辺が精査できるかどうかは社協のほうに問い合わせ、今後、そういう数値が出せるのであれば、また報告させていただきたいと思います。以上でございます。

杉本委員長 ほかにございませんか。

西川委員。

西川委員 僕もまさにそれを聞こう思っていたんです。増えているのは、これ、いいことやと思うんですけど、市内、市外の方がどっちが利用されてんのかなというところというのは、気になるところやなと思っているんです。というのが、こののぼり、僕もあそこを通らせてもらうときに、のぼりの雰囲気が変わったなと思ったんですね。今、写真で写っているところはゆうあいステーションの前のところだけなんですけど、東側の道、市道ですかね、山麓線につながるところ、あそこにものぼりが出ていると思うんですね。イベントのときかもしれないんですけど、のぼりが出ていっているんですけど、そののぼりの雰囲気もイメージが変わっているんです。入りたいなって誘導されるようなのぼりになっているなと思っていたんですね。そやから、そういうのも含めて効果検証というのをされたほうがいいんじゃないかなと思っていて、ほんで、またなおかつ、あこは市道ですけど、山麓線のところもようさん車通りがあるので、これは国道になるかもしれませんが、そっちのほうにも、ここのゆうあいステーションのところを利用してもらうところに誘導できるような仕掛けもあってもいいんじゃないかなというふうには率直に思いました。その辺、1回検討できるのかどうかとか、山麓線を使われる方が多いので、国道事務所になるのか分からないですけど、その辺も利用できるのかどうかだけ調べてほしいなというふうには思います。答えられないですよ、この辺は。

(発言する者あり)

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 今お写真で見ていただいたのは玄関入り口のところで、期間限定で山麓線から入り小口のところに立てさせていただいたんですけども、その辺、道路占用等のいろんな規制の中でどこまでさせていただけるのかというのは、またいろいろ関係のところと相談しながら、できる範囲ではアピールのほうはしていきたいなというふうに考えております。

杉本委員長 西川委員。

西川委員 そうですね、市道やったら道路占用あれやからあれなんですけど、国道というところはあ

るんで、でも、あそこからの誘客というのができたらもっと増えるんじゃないかなと。ほんで、今のぼりもこういうふうに一新というか、誘惑されるようなのぼりになっているし、そやから、そういうことも検討されたらどうかなというふうに。

(「県道やろ」の声あり)

西川委員 あこは国道やと思います。當麻からの交差点からは県道ですけど。

(「国道やと思います」の声あり)

西川委員 そやから、それは検討していただけたら。

杉本委員長 単純に市内の人、市外の人って、やっぱり市内の人優先というのは分かるんですけども、どっちが来てもいいんですよ。売上げとかそういうのを考えたときは、いっぱい来てくれたほうがいいんでしょう。優先するのは市内の方やと思うんですけども、その辺を次のときに答えられるようにしといてもうたら。

ほかにございませんか。

奥本委員。

奥本委員 ちょっと教えていただきたいんですけど、この事業報告の中の10月の入館者数についてなんですけども、今年度がここだけ減っているんです。ところが、そのほかの施設の利用のところをいくと全て上回っているんですけども、ここはなぜこんだけ、78%ぐらいで前年度比になっていますよね。これは一体何なのかがよく分からないので、理由が分かるようであれば教えてください。

杉本委員長 山岡課長。

山岡社会福祉課長 確かにこの数字、これだけ見ていると違和感があるんですけど、実はこのときにイベント、ゆうあいフェスをやった時期がありまして、去年は10月に開催させていただいたんですけども、今年度は9月に開催させていただきまして、その辺のカウントがちょっとずれているというところで、フェスをやった月が多くなっているというようなところで差が出ているというようなところでございます。

以上でございます。

杉本委員長 奥本委員。

奥本委員 分かりました。ということは次のところでまたこれ、出てくるのかな。全体的に1年ならしたら同じぐらいになるという認識でいいんですよ、まだ出てないところもありますけど。分かりました。

それと、先ほど市内、市外というのはありました。指定管理事業としてやっている以上は、そこのところをもう少し詳しく分析しないといけないかなと。やっぱりウェルネスなんかは市外の方の利用を増やすというので、そこは厳密に分析されているんで、やはり事業としてやる場所もあると思うんですけども、まず入ってもらうというのが大前提なんでそれはそれでいいんですけども、そしたらもう少し分析として、個々のプール、お風呂、パターゴルフも何でもそうです。市内の人は実際どれぐらい使っているんか、市外はどれぐらいなんか。もしも市外の利用が少ないのであれば、その利用を促進するためにどうしたらいいか。逆に市外が少なかったら市外の利用を促進するにはどうしたらいいか。そこで戦略が必要に

なってくるんですよ。そこにつなげていかないと数字を出すだけではちょっと、その先に進んでもらわないと、ここは事業改善というところまで踏み込めないかなと思いますので、次、その辺出してください。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 なかったら、お願いが1個だけあるんですけども、これ、今、今年の比較じゃないですか。でも、もともとのお話は、コロナ前に戻れば何とかいけますというお話やったと思うんですけど、そろそろそのコロナ前のどのタイミングか分かんないんですけども、目標値じゃないですけども、それに対して今何%なのか。だって、去年は悪かったから上がり続けるでしょう。これを見たら、上がってますよ、悪かったんやから。それを何とかしてくれというのは、上がっているのはオーケーなんです。ただ、コロナ前に戻したいという、そういう話で始まっているんで、それとの比率は次あたりは出していただきたいなと思います。答えられますか。山岡課長。

山岡社会福祉課長 ただいまの質問でございます。今の段階で数字的などころの年間というのがどうしても決算の段階で出てきますんで、私としましては、その決算の数字という確定した、年に1回出ますんで、一旦それがどの時期かというのはあれなんですけども、その数字がはっきり出た上でいろんな比較というものをさせていただけるのかなと。そうすると時期としたら、次の3月はまだあれなんで、次の9月とかにはなってくるのかなと思いますんで。

杉本委員長 事業社協のほうやね、それね。決算出してから説明したいというの。

山岡社会福祉課長 全ての部分を1年間数字が出た上での比較を全てでさせていただいたほうがより分かっていたらいいのかなというふうには思っております。

杉本委員長 じゃ、6月ぐらいということですかね。

山岡社会福祉課長 そうですね、6月に出てるかあれなんですけども、そうですね。決算というところの数字が出た数字の中でご説明させていただいたなと思っております。

杉本委員長 ほかにございませんか。

(「なし」の声あり)

杉本委員長 ないようであれば、(2)葛城市社会福祉協議会に関する事項について以上といたします。

以上で本日の審査事項は全て終了いたしました。

ここで委員外議員からの発言があれば、許可いたします。

谷原議員。

(谷原議員の発言あり)

杉本委員長 増田議員。

(増田議員の発言あり)

杉本委員長 ほかにございませんか。

柴田議員。

(柴田議員の発言あり)

杉本委員長 これにて委員外議員の発言を終結いたします。

皆様、慎重審議ありがとうございました。引き続き協議会がございますので、以後もよろしく願いいたします。本日はありがとうございました。

これをもって厚生文教常任委員会を閉会いたします。ありがとうございました。

閉 会 午後2時04分

委員会条例第28条の規定によりここに署名する。

厚生文教常任委員会委員長 杉本 訓規